

明治45年

大正元年

(2572) (1912)

2. 24 陸軍武官官等表中改正 (勅 8)

蹄鉄工長は騎、砲、輜重兵に區別しありしも補充上困難を生ずるのみならずこれを區別するの必要を認めざるを以てこれら兵科よりこれを除き新に獣医師部下士の部を設く。

8. 27 陸軍歩兵学校條例 制定 (軍令 3)

陸軍戸山学校條例 ( 4 )

現制度における戸山学校の任務は蹟る多岐に涉り従つて日進月歩の趨勢にある軍軍教育の実績を挙ぐる兵において支障尠しとせず。故にこの際これを分割して2校となし歩兵の射撃、銃術、通信に關する教育及び研究等の爲新に歩兵学校を設く。

12. 13 陸軍常備師團配備表を改定 (軍 7) 第3師團に軍樂隊を新設せらる。

大正 2 年 (2573) (1913)

2. 6 軍隊教育令 制定 (軍 1)

現今軍隊教育は軍隊教育噴次教令、陸軍各兵科下士教育教令その他数多の教令若しくは訓令に準據し之を実施し甚だ錯雜しありて動もすれば輕重本来を誤まるの虞あり。こゝに軍隊の教育に關する事項は一括してその本旨ある所を明かにし且つ相互の連繫を便ならしむるため軍隊教育令を制定す。

(内容) 綱領 1. 總則 2. 一般教育 3. 特業教育  
4. 特別教育 5. 勤務演習教育 6. 検閲及講評

別表

陸軍表 (明治6年5月15日)															
官			上長官又は佐官			士官又は尉官			下士			卒			
			大佐	中佐	少佐	大尉 <sup>1等</sup> <sub>2等</sub>	中尉 <sup>1等</sup> <sub>2等</sub>	少尉	曹長 <sup>1等</sup> <sub>2等</sub>	軍曹 <sup>1等</sup> <sub>2等</sub>	伍長 <sup>1等</sup> <sub>2等</sub>	1等砲卒	2等砲卒		
参謀科	大尉		中尉	少尉		大尉 <sup>1等</sup> <sub>2等</sub>	中尉 <sup>1等</sup> <sub>2等</sub>	少尉	曹長 <sup>1等</sup> <sub>2等</sub>	軍曹 <sup>1等</sup> <sub>2等</sub>	伍長 <sup>1等</sup> <sub>2等</sub>	1等砲卒	2等砲卒		
	要務参謀科														
	憲兵科						大尉	中尉						憲卒	
	歩兵科							大尉 <sup>1等</sup> <sub>2等</sub>	中尉 <sup>1等</sup> <sub>2等</sub>					1等歩卒	2等歩卒
	騎兵科													1等騎卒	2等騎卒
	騎重科														
	砲兵科													1等砲卒	2等砲卒
工兵科												1等工卒	2等工卒		
會計部	監督課		監督長	監督 <sup>1等</sup> <sub>2等</sub>	副監督 <sup>2等</sup>	監督補			1等書記						
	司契課			1等司契	2等司契	司契副 <sup>1等</sup> <sub>2等</sub>				2等書記	3等書記				
	糧食課				軍医正	軍医 <sup>1等</sup> <sub>2等</sub>	軍医副 <sup>1等</sup> <sub>2等</sub>	軍医補				臺秋	手長守		
	被服課											大庫	長守		
	病院課								1等書記	2等書記	3等書記	大長	地手		
	裁制司								1等書記	2等書記	3等書記	大長	地手		
軍医部	裁制司								1等書記	2等書記	3等書記	大長	地手		
	裁制司								1等書記	2等書記	3等書記	大長	地手		
馬医部															

大正2年

3. 15 軍人傷痕記章條例 制定 (勅 20)

3. 27 臨時陸軍建築部條例 廃止 (勅 21)

所期の業務完結を告げこれを設置するの必要なきに至りたるにより廃止す。

4. 22 樺太守備隊司令部條例 廃止 (勅 31)

樺太守備隊は5月11日限り廃止せらる。

5. 17 工兵操典 改定 (軍 4)

6. 13 陸軍省官制中改正 (勅 165)

官制付表中 大臣、次官に任せらるる者の現役将官なる規定を削除す中 7 内

軍馬補充部條例中改正 (勅 166)

朝鮮及び滿洲の支那を廢止す。

11. 4 陸軍軍人休暇規則 改定 (軍 9)

褒賞休暇を廢したる外、従来の実験に鑑み所要の改正をなす。

陸軍常備団隊配備表 改定 (軍 11)

交通兵隊司令部所在地を東京に各隊の行成地名を所沢とす

陸軍召集令 (勅 299) 陸軍召集條例廢止

動員に關する規定その他諸條規の改正に伴い制定す

召集を介ちて充員、臨時、國民兵、演習、教育及び補欠の6種とする。

11. 11 陸軍軍医団規則中改正 (達 50) 陸軍衛生部將校相當官教育規則廢止

教育は軍医団の主目的の一なり 團は一面教育団にして團長は本部專向の事項に付各一進歩の責に任じ分團長は分團の所欠として教育の責に任すべきものなるをもつて軍医団の外に教育団を存立せしむるの要なし

故に教育団の組織及びその教育実施に付規定せる陸軍衛生部将校同相当官教育規則の大部は軍医団規則の制定と同時に不要に屈したるも教育実施に關し軍医団規則不備なりしたため廢止するを得ざりしものとす 今回その不備を補足すると同時に教育規則を廢止す。

11. 29 陸軍服制中改正 (勅 306)

将官同相当官の紺絨制服(白色の制服を含む)を廢止す  
大正3年(2574)(1914)

2. 23 軍隊教育令 改正(軍3)

10 Kは従来野戦重砲として重砲兵隊において教育せられたれありしも、戦時編制改正により攻城重砲(野重は12H 15Hのみとす)となりしをもつてこれに伴う若干の改正を行う。

4. 10 陸軍親役将校団教育令 制定(軍4)

将校団教育のため平由すべき諸条規は従来将校団教育令、将校団教育実施教令及び将校教育訓令に分立しありて彼此相對照するにあらざれば全般を窺う能はず、故に此等を一括して錯雑しての煩を避け又従来将校団教育に屈せし兵指揮の演練並教育技能の増進に關する事項は軍隊教育令に収録せられたると以て将校団教育の範圍を變更す。

4. 15 陸軍将校分限令 改正(勅 67)

陸軍将校分限令は明治21年制定せられたるものにしてその後數回の改正加除を経たるものなるも今や普通刑法、陸海軍刑法の改正及び世運の進歩に伴い改を垂する莫からざるをもつて今回全部の改正を行う。

陸軍準士官の身分取扱に關する件 制定(勅 68)

1. 将校分限令を準用す
2. 身分取扱は全て所管長官において行うこととす(明27.勅102 同件は廢止す)

6. 5 陣中要務令 制定 (軍 6)

縮制及び制度の改正 軍用技術の進歩その他過去数年向  
における諸種の経験等により現行野外要務令を改正する  
の必要を生じたり、而して現行野外要務令は第1部(陣地  
勤務)及び第2部(秋季演習)よりなるもこの兩者は全  
くその性質を異にするを以てこれを各々別冊となすを適  
当と認め第1部に所要の修正を加えこれをその内容に相  
応する如く陣中要務令と改稱す、改正の要旨左の如し、

1. 兵站に關する一般事項を掲ぐ、
2. MCFM 品 等に  
關する規定を關係箇所挿入す、
3. 戦斗報告→戦斗要報、略函→要函、報告紙→  
通信紙、前兵支部→尖兵中隊、假→隊編帶所等  
に改む

6. 22. 防務會議規則 制定 (勅 125)

総理大臣の監督に屆し陸海軍備の施設に關し重要なる事  
項を審議す、

6. 29 陸軍武官官等表中改正 (勅 139) (明25勅11中 改正)

他の各部との權衡上獸醫部にも准士官(陸軍上等蹄鉄工  
長)を設く、

8. 23 航空勤務用被服の制式を定む (達 26)

9. 25 兵営内に壘を使用せざる件 (陸達2718)

兵営内下士官兵卒の娛樂又は休憩をなす場所に壘又は座  
を用いることは起居の良習慣を破壊し軍紀上不良の影響  
を来たすの恐あるにつき之を撤廃せしめ尚將校宿舍の目  
的をもつて將校集会所の付屬建物等に使用の向も下士兵  
卒に活模範を示すの見地より陸軍大臣の許可を得たるも  
のを除くの外これを廢止せしむ

10. 27 帝國在獨軍人会盟約中 改正

創立の当初陸海軍合同設立の計画を以て歩を進めたるも、

## HP『海軍砲術学校』公開史料

当時海軍側と協議まとまりざるして以て陸軍におりては明治43年11月取敢えず之を設立せしも元来当初計画の如く陸海軍分離すべき性質のものにあらず以て更今回海軍側と協議の結果はよいよ合同のことに意見まとまりしに付之に基き所要の改正をなす

11.20 臨時陸軍検疫所官制制定 (勅 257)

大正4年(2575)(1915)

1.30 交通兵団司令官条例 制定(軍1)

交通兵旅団の名稱を交通兵団と改められたるにより同団條例は旅団司令部條例より之を除き新たに交通兵団司令部條例を設け尚交通兵には兵監の設けなきを以て同団長に交通兵本科專攻の教育進歩を計り且交通兵に関する事項を調査研究審議し並に立案せしむ

8.21 陸軍武官官等表中改正(勅155)(明35勅11中改正)

磨工は一般の看護勤務と異なり全く特種の勤務に服しその教育も異なるを以て之を従来の如く磨工勤務看護長となし置くは適当なりざるにより新に磨工長の階級を設く。陸軍兵卒等級表中 改正(軍8)

前項と同趣旨により新に磨工卒の等級を設く。

9.17 秋季演習令 制定(軍11)

野外要務令第2部を改め別冊とす

12.23 陸軍常備部隊配備表 改定(軍17)

1. 愛球隊を廢し航空大隊を新設す。2. 第19師団及び第20師団増設せらる。

大正5年(2576)(1916)

3.31 陸軍経理部條例中改正(勅58)

陸軍東京経理部條例 制定(勅59)

陸軍會計監督部條例 廢止

1. 第1師団経理部の過重なる負擔を軽減するため同師

(139)

<http://navgunschl.sakura.ne.jp/>

## HP『海軍砲術学校』公開史料

管内の師団長に隷属せざるもの及び陸軍経理部管轄以外の陸軍部隊の会計事務の監督を又従来近衛及び第1師団にて擔せる陸軍所屬の土地建造物の経営事務を擔當せしむるため東京経理部を設け且、之をして従来の会計監督の業務をも継承せしむることとせり。

2. 新設第19及び第20師団はその師管設定せられざるにより近衛、第1、第19及び第20師団経理部にありては一般陸軍経理部と異なり当該師団長に隷属する部隊に限りその会計事務の監督及び陸軍所屬の土地建造物の経営(但し第1師管内のものを除く)を掌ることとなる。

3. 31 (小倉、名古屋兵器製造所を新設、門司兵器製造所を廢止に伴う砲兵工廠服務規定改正)

4. 4 陸軍主計団規則中 改正(達15)

陸軍東京主計分団を設置し東京経理部所管部隊の経理部将校相当官を屬せしむ。

8. 12 陸軍武官進級令改正(勅199)

国軍増大の結果その基幹たる将校同相当官の人事行政を益々円滑なしめ、且その実質の向上を計るため軍の本領たる隊付勤務に重きを置き又時に將承入軍の運用を顧慮し中将より大將に違むため経歴停年を定め尙予後備役武官進級令を本令に合一して之を整理し、その他陸軍将校分限令等の改正に伴い本令を改正す。

大正6年(2577)(1917)

3. 3 陸軍武官進級取扱規則 改正(大改正)(陸達8)

大正5年勅199 陸軍武官進級令 改正に伴い大改正を行う。

7. 19 軍爭救護法 制定(法1)

傷病兵その家族若は遺族又は下士兵卒の家族若は遺族は本法により之を救護する。

(140)

救護の種類は生業扶助、医療、現品給与及現金給与とす

8. 1 陸軍武官官等表中改正(勅 95) (明35勅11改正)

国軍兵力の増大と共に戦時下級将校の要員に多額の下士出身者を充用せざる可からざるに至りたるを以て下士出身者をして平時より戦時の勤務を演練せしむる必要あると尚下士をして士官に進級し得るの途を開き以てその素質を良好ならしむるの必要あるとにより、各兵科に准尉の制度を設く而して特に准尉の名稱を設けたるは進級給与その他の関係上少尉と区別するの必要あるによる。

陸軍補充令 改正(勅 97)

1. 准尉制度制定に伴いこれに補充方に付新に規定す(准尉候補者-士校に入校)
2. 庶工長は従軍材料廠において教育を受けたる者を以て補充するを適當と認め所要の改正をなす

陸軍軍人服役令中改正(勅 98)

准尉制度制定に伴い將校の現役定限年令中 准尉42才を加え尚特務曹長の40才を38才に改む

9. 13 陸軍騎兵学校条例(陸軍騎兵実地学校条例改正)(軍5)

若干の編制改正を行う(5年赤東京より習志野に移転す)

10. 16 陸軍服制中改正(勅 192)

皇族付武官は従来副官と同様軍を用ひ乘りしも銀色飾緒を用ひる如く改む

陸軍軍人服役令中 改正(勅 194)

山砲兵隊付砲兵科兵卒を歩兵と同様2年在營の制度を実施することに改む

10. 29 陸軍救護法施行令(勅 206)

12. 21 准尉の取扱方(陸普 4317)

軍隊内務上准尉の取扱に關し何分の制定あるまで次の如く取扱ふこととす



1. 准尉の勤務は中隊付中少尉と同じく、その中隊における居室は将校室とす。

2. 適切な場合において之を将校田舎と共に集合せしめることを得

3. 将校集会所を使用せしむることを得

12. 28. 陸軍准尉の位次に関する件 制定 (軍 10)

准尉は士学学校出身者に比すればその学識技術において優越あるを以て軍隊の指揮並陸軍部内における礼式及び儀式に際しては共に陸軍少尉の下位に置くことに定む。

大正 7 年 (2578) (1918)

2. 28 軍隊内務書 改正 (軍 2)

根本主義に変更なし 准尉制度の制定に伴う所要の改正を行う

3. 23 軍用自動車補助法 (法 15) (保護自動車)

3. 26 陸軍武官官等表中改正 (勅 27) (明 35 勅 11 中改正)  
人馬、征生業務の増加と進歩に伴い漸に陸軍索制監及陸軍獣医監(少将相当官)を設く。

3. 30 徴兵令中 改正 (法 24)

兵役義務の均等を図るの根本主義に基き並に 6 週間現役兵制度の本旨と従来の経験等に鑑み所要の改正を行う。

1. 徴集猶予を全廃し 1 年志願兵制度を改正す。
2. 6 週間現役兵制に改む
3. 海軍兵は沿岸地方に限らず陸軍同様全国各地より徴集することに改む。
4. 徴兵令に規定する志願兵の外志願により兵器に編入せらるる者(将校、候補生等)の服役才を規定す。

4. 16 軍需工業動員法 (法 38)

HP『海軍砲術学校』公開史料

5.29 師団司令部条例 改定 (軍 3)

関東都督府陸軍部条例 改定 (軍 5)

台湾総督府陸軍部条例 改定 (軍 13)

陸軍兵器廠条例中改正 (勅 175)

陸軍兵器部令 制定 (勅 176)

師団司令部等に兵器部を新設すると共に従来主として各師団の兵器業務を援助せる師団司令部所在地の兵器支廠を廃す。

(1) 師団長管理兵器は漸次増加し且兵器の改良進歩と共にその機能巧妙なるもの多きを加え、これを使用保存等に付周密なる注意を要するに至り、然るにこれら業務に關し師団長の有する唯一の機関は兵器支廠長なるもその経歴直系ならざるを以て遺憾の具、尠からず、依て師団司令部内に兵器部を設け、これら業務を司掌せしむ。

2. 現時兵器支廠保管兵器の大部は師団長の管理に属するものにして支廠長が常時兵器本廠長の区処を以て処理する所のものは多くは本廠長管理のものにあらずして師団長の管理に属するものあり、故に管理並保管はむしろこれを兵器部長の任とし、師団司令部所在地兵器支廠を廃し、その他支廠は作戦及び補給の關係上、最小限度に止め、東京、名古屋、大阪、広島、小倉、龍山に存置することとす。

3. 関東都督府、台湾総督府両陸軍部においても師団司令部に準じ兵器部を置くこととす。

5.29 朝鮮軍司令部条例 (朝鮮駐劄軍司令部条例 改訂) (軍 4)

諸学校の整備充実に伴う條例 改正

騎兵学校 (軍 6) 野戦砲兵射撃学校 (軍 7) 軍砲兵

射撃学校 (軍 8) 士官学校 (軍 9) 地方幼年学校 (軍 10)

(140)

沖總管轄隊区司令部条例 廃止 (軍15)

司掌事務 聯隊区司令部と同一なるを以て聯隊区と改稱し聯隊区司令部條例を適用することとす

5.20 干住製絨所官制中改正 (勅174)

毛織物たる防寒用被服の採用等軍用に供すべき被服種類  
の増加に伴い單に織布のみならず絨類及毛糸を製造する  
ことに改む

5.31 軍需局官制 制定 (勅178) - (軍需工業動員法施行に  
関する事項を統轄す - 軍需次官 陸海軍次官)

6.5 陸軍省官制中改正 (勅196)

歐洲戦役の實驗に鑑み軍需工業動員の必要を認め従つて  
之が調査及実施を司掌せしむるため兵器局に工政課を新  
設、尙兵器局の重要性増加に伴い局長「少将」を「中少  
将」に改む

8.28 元師佩刀制式 制定 (勅331)

9.21 徴兵令による一年志願兵に関する学校の認可及その入宮延  
期に関する件制定 (勅357)

1. 学校の認定は陸軍大臣及文部大臣之をなすことに定む
2. 一年志願兵の入宮延期 眞向学校 (3年制以上)  
— 満25才まで同 (5年以上) — 満26才まで大学  
— 満27才まで

9.17 勅章記章の略綬の制式及佩用才 (内閣告示4)

従来の略章略綬の制式は軍人制服に装用する能はず且  
武装上の必要に基き新たに略綬制式を定む

12.16 陸軍常備団隊配備表改正 (軍23)

大7. 軍令陸乙6. 軍備充実要領に基き所要の改正をな  
す

- ① 山砲兵大隊を聯隊に改め自動車隊/隊を第1師団に加  
う。

2. 「重砲兵」の欄を

野戦重砲兵			
旅団		聯隊	大隊

に

3. 近衛師団の部交通兵の欄を

東京	第1				千葉
	第2				習志野
	鉄道材料廠				
	電信				
	航空第1				

に改む

4. 第3師団に航空第2大隊を加う。

大正8年(2579)(1918)

- 4.10 交通兵団司令部條例 廃止(軍6)
- 教育總監部條例 改正(軍4)
- 陸軍航空部令 制定(勅111)
- 師団司令部條例 改正(9軍5)
- 陸軍省官制中改正(勅105)
- 陸軍航空学校條例 制定(軍8)

要旨  
 交通兵諸隊整理の結果、交通兵団は悉数的に解消(同司令部條例廃止)し、  
 ① 航空兵隊は之を分隊して所要の機関を設け、  
 ② 陸軍省軍務局に航空課を  
 ③ 新に陸軍航空部及び陸軍航空学校を設置其の業務を統一し  
 ④ 鉄道電信の諸隊の本科専門教育は之を教育總監部に移し、工兵監の司掌とせり。

尚右の改正に伴い師団長の教育の責任より一応除外せられある特科専門教育に交通兵及自動車隊を追加す。

1. 教育総監部 — 工兵監の管掌事項中鉄道通信部隊を加  
う

現代戦斗の傾向著しく野山砲兵、野戦  
重砲兵及徒歩砲兵を接近せしむるに至  
りしたためその教育を一元化するため、  
野戦砲兵監と重砲兵監を合し砲兵監と  
す。

2. 陸軍航空部

本部及補給部より成り航空に関する事  
項の調査、研究及び立案、航空兵諸隊  
本科専向教育の統一進歩並航空に因す  
る器材の製造、修理、購買、貯蔵、補  
給及検査を掌る本部長は大臣に隷す。

4.10 陸軍工兵学校條例 制定 (軍7)

時勢の進展に伴ひ工兵隊教育の進歩を計る為新設せり。

4.11 陸軍技術本部令 制定 (軍12)

陸軍技術本部令 制定 (勅106)

陸軍技術會議令 制定 (勅107)

陸軍砲兵工廠條例中改正 (勅108)

陸軍省兵器廠條例中改正 (勅109)

陸軍化学研究所令制定 (勅110)

陸軍省省令陸軍部條例  
改州大戦の実験並帝國  
陸軍技術の興況に鑑み  
陸軍技術を益々進  
せしめんかため在来  
の技術審査部を拡張  
して技術本部を新設  
兵兵器検査業務を兵  
器廠より之に移し従  
来審査部の任たりし  
兵器材料の設計に因  
する業務を砲兵工廠  
に移し又同部内にあ  
りし技術會議を独立  
せしむ、右の外工藝の  
基礎たるべき科学の  
研究、調査を行うため  
在来の兵器研究所を骨  
子として科学研究所を  
設置す。

5.20 師団司令部付少将の職務 (勅 1983)

主として徴兵、師団兵呼、勤務調整及び在留軍人の監督等  
に因する業務に就き師団長を補佐するため第1及第2師団  
に司令部付少将を配置す(大9.8.12 音3349にて  
増加せりる。

8.6 陸軍技術将校令 制定 (勅 368)

技術将校とは中将以下の陸軍将校にして編制の定むる所に  
より服務し陸軍技術を掌るものを謂ひ技術本部長之を管轄  
す。大臣は砲工学校員外学生として所定の学科を修了した  
る者又は技術上の学識才能卓越する将校中より陸軍技術将  
校を選抜す。

8.19 台湾軍司令部条例 制定 (學 27) - 台湾陸軍司令部条例  
廃止

台湾軍司令部新設

8.20 選兵補規定 制定 (省 26)

朝鮮選兵隊に選兵補を置くこととなる。選兵補は朝鮮人に  
してその階級次の如し。

監督選兵補 (選兵隊長に準ず) 上等 / 四等選兵補 (2等卒  
に準ず)

8.6 陸軍補充令中改正 (勅 369)

別に帝國大卒等に於て異向の技術を修得したるものを以て  
技術将校たるべき将校を補充するの制度を設く。

3.30 陸軍休業廠規程案の共済組合に関する件制定 (勅 80)

7.7 ( 選兵補長及看護婦制度と始めて採用す (省 27)

9.6 陸軍東京經理部令中改正 (勅 418)

陸軍經理部条例中改正 (勅 419)

第1師管内にある陸軍所屬の土地建造物の經營 (國防に因  
するもの、砲兵工廠及干住製紙所に因するものを除く)に  
関しては従て陸軍東京經理部の所掌なりしも、近衛及第1師団

(147)

へに隷属する部隊に属するものは当該輔国經理部をして之  
を掌りしめ東京經理部は河洲國經理部所掌以外の経営のみ  
を掌らしむるを適当と認めたるにより所掌の改正を行う。

11. 4 臨時航空委員會官制 制定 (勅 458)

世界航空界の大勢は漸次國際化せられあるにも拘らず本邦  
に於ては亦た之に対する何等の設備なきを以て航空諸般の  
事業の調査、履識並法令の立案をなすを刻下の焦慮の急な  
りと認め陸軍大臣管理の下に本委員會を設置す。(軍事航空  
以外の事業に關するもののみに限定せられあるが如し。)

11. 26 一年志願兵條例 制定 (勅 475) - (陸軍一年志願兵條例  
廃止)

4月入官の制を設くる等 所掌の改正をなす。

一年現役兵條例 制定 (勅 476) - 陸軍6週同記役兵條  
例廃止

12. 21 陸軍命懸通報要領 (普 4050) - 一般に公表を避くるもの  
を通報するため規定す。

大正9年(2570)(7920)

3. 16 陸軍常備部隊編表 改定 (軍2)

1. 新設部隊、気球隊、東京湾重砲兵隊、由良重砲兵隊、独  
立電信大隊、下関重砲兵大隊、航空第4大隊
2. 廃止部隊、交通兵団司令部、種子重砲兵大隊
3. 衛戍地変更団体、17A(國府台→下志津) 14A(東京→國)  
航空第1大隊(前→坂)  
 $\begin{matrix} H \\ \star \end{matrix}$  13A(B(横→3) 23A(同上) 33A(深白根→3)  
 4A(大→信) 5A(下関) 小倉)  $\star$  37/B  
 (豊前→成典)  $\star$  38/B(会尊→壱雨)

4. 10 陸軍兵身級表中改正 (軍3) 2号着服章の欄に「補助着服章」  
を加う。



HP『海軍砲術学校』公開史料

7.29 航空局官制 制定(勅224) 臨時航空委員會官制(大8勅458)

廃止

・世界の大勢に鑑み国防及交通政策上航空事業の発達を促進し且その取締の方法を講ずるは帝国刻下の急務なるを以て航空局を設置しその必要に応ずることとす。

航空局は陸軍大臣の管理に属し軍事航空を除くの外航空事業の指導奨励保護及監督、航空の取締並航空に伴う施設に關する事業を掌る。

8.7 東京衛戍総督部條例 廃止(勅232)

軍備整理の結果廃止せらる。

陸軍士官学校令 制定(勅236) 旧條例廃止(軍9)

新に予科を設け陸軍幼年学校卒業者及一般学制の改正に順応し中学4年修業者を以て生徒し之に士官候補生となすに必要なる2年の教育を施し本科の修業期間を1年10ヶ月とし士官となすに必要なる教育をなし別に特務曹長より選拔せる少尉候補者を学生とし之に1年同士官となる必要なる教育を實施する如く改正す

陸軍幼年学校令 制定(勅237) 中央、地方兩幼年学校條例 廃止(軍9)

陸軍士官学校予科新設の結果、中央幼年学校を廃止せる爲一般に地方幼年学校を幼年学校と改稱し従来の中央幼年学校予科を中央幼年学校に改め且同時に教育制度の1部幼年学校は東京、仙台、名古屋、大阪、廣島、熊本の6校とすを改善す

陸軍工科学学校令 制定(勅238) 砲兵工科学学校條例廃止(軍9)(昭和11、勅231參看)

工長及中級技術官制度改正の爲陸軍砲兵工科学学校を改稱し工長たるべき生徒に2年同、工長中より選拔せる学生に1年同、少尉候補者たる上等工長に1年同の教育を實施す

(149)



る如く改正す

8.7. 陸軍経理学校令(條例改正)(勅239)

経理部士官補充制度改正のため陸軍経理学校において経理部に転科すべき士官、准士官、下士官より選抜せる3等主計候補生をも教育する如く改正す

高等科学生は現役ノ2等主計中検定試験に合格したるもの及経理部士官候補生(各兵科士官)を以て充てその修業期間は2等とし陸軍経理に関する高等の学術を修得せしむ

普通科学生は各兵器及経理部准士官、下士官中より選抜せられたる三等主計候補生を以て充てその修業期間は、1年6ヶ月とす

憲兵練習所令(條例改正)(勅240)

対馬警備隊司令部條例

陸軍士官学校准尉候補生教育條例 } 廃止(軍8)(対馬警備隊廃止)

陸軍武官官等表中改正(勅241)-(明35 勅11)

1. 各兵科准尉を削る
2. 各兵科下士の項に「砲兵火工長」<sup>1</sup>「工兵工機長」<sup>1</sup>及「工兵電工長」<sup>1</sup>を加ふ「砲兵木工長」<sup>1</sup>を廃し「工兵木工長」<sup>1</sup>を加ふ
3. 各部准士官の項に「陸軍上等縫靴長」<sup>1</sup>及「陸軍上等磨工長」<sup>1</sup>を新に加ふ

8.7. 陸軍補充令中改正(勅244)

1. 准尉を廃し各兵科特務曹長より少尉候補生を選抜し士官学校において(憲兵は憲兵練習所)約1年教育の上少尉に任官せしむることとす。砲工兵上等工長も右に準じ工科学校に於て教育し砲工兵少尉に任す

2. 主計候補生を廃し経理部士官の補充を次の2とす

1. 各兵科(憲兵科を除く)の現役大中尉にして経理学校に於て所要の学術を習得したる者よりの転科(経理部士官候補生)

## HP『海軍砲術学校』公開史料

口 各兵科(憲兵科を除く)准士官、曹長及経理部准士官下士(1等計手及経報工長)より3等主計候補着を送抜し経理学校において約1年半教育したる着よりの補充

### 10.17 陸軍航空制度研究委員設置

大正10年(2581)(1921)

### 3.10 軍隊内務書改定(軍2)

現行内務書は制定以来既に十有三年を経過しこの間時勢の推移移着しく軍隊の実況も亦幾多内務の刷新を要すべきものあるに至れり。特に現行軍隊内務書へその制定当時における不統一なる各隊内務の矯正の必要上詳細綿密なる規定教示をなし以て全軍を画一し今日に至りたりと雖、軍隊教育進歩し國民教育発達せる今日においては營に規定教示の詳密ならんよりは寧ろ各人の自覚により積極的に事を知せしむるの習慣を養成するを以て戦争の要求に合致せしむるものと認め全軍統一を言せざる範圍において規定を簡單にし又下士以下の行動を律するには至嚴の軍紀、軍人精神を涵養すると同時に適度に心身慰安の余裕ありしむるの途を講じ寛赦その宜しきを得しむるの必要あり而してこれらの希望を充たさんには到底、内務書1部の改正を以て之を匡し難きを以て今固全部の改正を実施す。

### 3.30 陸軍武官官等表中 改正(勅55)

軍樂部に大尉相当官ノ等樂長を置く。

### 7.9 航空研究所官制 制定(勅310) - (東京帝国大学内に置く)

### 9.5 陸軍常備部隊配備表中改正(軍9)

軍備充実のため部隊の改廢並新設、航空大隊編成の進捗に伴い改正す。

1. 航空第3大隊を八日市に、今第6大隊を平壤に各々衛戍地を定め。

2. 重砲兵隊 東京灣重砲兵連隊、横須賀重砲兵連隊

(151)

# HP『海軍砲術学校』公開史料

下関重砲兵大隊 同連隊 対馬重砲兵大隊 韓知同嶺海灣重砲兵大隊 馬山同

3. 警備隊を削る

11.16 陸軍倉庫條例中改正(勅440)

放順より大連に移す。蓋し大連は交通要衝の地なるによる。  
大正11年(2782)(1922)

3.28 陸軍武官官等表中改正(勅56)

新に看護官を設置す(補充令改正は3.31 勅181とす)  
陸軍軍医学校令(條例改正)(勅57)

看護候補者を教育し、学校長は陸軍大臣(従来医务局長)に隷属することに改む。

3.30 陸軍法務部令 制定(勅83)

陸軍法務部とは師団、朝鮮、台湾、関東各軍法務部を云い、部長は各々師団長軍司令官に隷し、その長官の権限に属する軍事司法に関する事項を掌る。

4.1 (大阪陸軍幼年学校廃止)

8.9 部隊の名稱改正(勅370)

陸軍野戦砲兵射撃学校 → 陸軍野戦砲兵学校

陸軍重砲兵射撃学校 → 陸軍重砲兵学校

航空隊(航空大隊) → 飛行隊(飛行大隊)

陸軍常備団隊配備表 改正(學5)

1. 新設 騎砲兵大隊(国行台) H(☆) 3SAB(全庄)

H(☆) 4SAB(東京) 7SA(国行台) 8SA(東京)

2. 廃止 H(☆) 1AB 2AB 3AB 13A 14A 15A

16A 17A 18A 2BA

3. 稱号変更 9A → 9BA 11A → 11BA 10A → 10BAS

3BA → 3BAS 航空第1—6大隊 → 飛行

第1—6大隊 電信連隊 → 第1連隊

電信独立大隊 → 電信第2連隊 2砲兵学校

(前項の通り)

9. 6. 陸軍野戦砲兵学校令 (陸軍野戦砲兵射撃学校條例改正) (軍7)

野戦重砲に関する事項を担当す 教導隊を教導連隊とし別に  
高射砲練習隊を置く

陸軍重砲兵学校令 (陸軍重砲兵射撃学校條例改正) (軍8)

10. 11 陸軍兵卒等級表中改正 (軍11)

經理部兵卒たる縫靴工卒を廃す

12. 20 兵役調査委員 - 設置

「時内外の情勢と國家の前途に鑑ミレハ現行徴兵令は改正を  
要する兵數かうす方今之が支運にあることは敢て多言を要せ  
ざる所本委員を設置したる所以亦茲に存す

委員長 軍務局長 幹事長 歩兵課長

大正12年(2583) (1923)

3. 24 軍隊内務書 改正 (軍1)

今回1部の改正は主として大正11年8月以降における陸軍平  
時編成の改正に伴い軍隊における將校以下の定員改正、その  
他独立部隊内における中隊數の増減等あるため所要の改訂を  
なしたるものなり

1. (第35)において隊付主計の配属区分を変更し「等主計  
正を配属せらるる部隊あるを以て字句を改めし出納官更  
となり」の字句を削除したるは出納官更の職務は固より  
重大なりと雖 高級主計以外の者を以て任命するを要す  
る場合あるべきを以てなり

2. (第47)(第48)に於て大隊付主計及び軍医の配属区分  
を変更したるを以て字句を改む

陸軍監獄官制中改正 (勅47)

陸軍監獄の種類 (省8)

衛戍刑務所 - 懲役監 禁錮監 拘留場及拘置監

衛戍拘票所 - 拘留場及拘置監

## HP『海軍砲術学校』公開史料

各陸軍監獄の種類は陸軍大臣定むることに改められたるを以て規定す

- 3.29 陸軍運輸部令(條例改正)(勅81)本部及支部の区分を廃す  
陸軍兵器廠令(條例改正)(勅82)千葉に支廠新設 龍山支廠を廃止す

### 陸軍造兵廠令 制定(勅83)

兵器製造機関を統合強化するため造兵廠を設置し従来の東京大阪兩砲兵工廠の運輸資本を合一し業務を統一す 陸軍造兵廠(長官)に総務部、作業部、技術部、會計部、工廠(東京、王子、名古屋、大阪)及直轄製造所(小倉、平壤)を置く

- 3.31 陸軍省官制中改正(勅113)一 陸兵院を内務省、航空局を逓信省、馬政局を農商務省に移管す

### 3.29 陸軍補充令中改正(勅89)

1. 三等主計候補者の選抜範囲拡張す
2. 上等蹄鉄工長を獣医学校に入校せしめ其卒業者を3等獣
3. 医に任ずるの制度を設く
3. 経靴工長は各兵科兵卒中の志願者にして概ね2年在学し被服本廠において経靴工長に必要なる学術を習得したる者を以て補充するを原則とする如く改む

### 4.13 恩給法 制定(法48)

従来の官吏恩給法、官吏遺族扶助料、軍人恩給法等を統一し恩給法とす

### 5.23 聯隊区司令部令 制定(勅267) 同條例廃止(軍5)

旅団における旅団長の監督を廃止す

### 9.3 兩東戒嚴司令部條例 制定(勅400)

- 10.10 各兵科の者を以て憲兵の勤務を補助せしむる件制定(勅441)  
明38. 勅208を以て乘馬兵科の者を以て行うことを規定せられあるも各兵科の者を以てするを適當とするにより改正

# HP『海軍砲術学校』公開史料

## 陸軍大学校令(條例改正)(軍7)

1. 専攻学生の制を新設す - 専攻学生は高等用兵に關する學術の深厚なる研究をなさしむるものにして之が研究に適當なる中少佐を以て之に充つ。人員10名。修学期間複ね1年とす。

2. 學生の人員は各学年60名に改む

11.15. 東京警備司令部令 制定(勅480) 関東戒嚴司令部條例廢止  
(昭和12.11 勅69.2 参照)

12.15. 陸軍教化隊令 制定(軍11) 陸軍懲治隊條例廢止(勅507)  
兩令 海軍兵中教化を要するものを教化隊に收容することとす

大正13年(2584)(1924)

5.5 陸軍管区表中改正(軍5)

歩兵旅団長のその旅管聯隊区司令部徴兵事務を監督する規定を廢止したるにより旅管を削る。

5.16 陸軍飛行学校令 制定(軍6)

下志津、明野の2分校を獨立せしむ。其の分科下記の如し。  
所沢 - 飛行機操縦、機関、爆轟。 下志津 - 戰術、偵察、偵察操縦、通信写真

明野 - 空中戰鬥、空中射撃、火器の取扱

陸軍補充令中改正(勅118)

各兵科少尉候補者、三等看護官候補者、獸医師派遣學生の採用範圍を曹長(軍曹)同相当官に拡張す

8.12 陸軍省官制中改正(勅180)

政務次官、参事官を置く。但しその職務は軍機軍令に及ばざることとす。

12.20 陸軍省官制中改正(勅337)

陸軍經理部條例中改正(勅340)

陸軍東京經理部令廢止(勅341)

} 行政整理に伴い東京經理部を廢し陸軍省經理局に監査課を置く。尚經理部條例中所需の改正をなす

12.20 臨時陸軍中央金庫部條例 廃止(勅342)

尙に戦役の際必要を認め之を置きたるも平時本令を存置する  
の必要なため廃止す。

大正14年(2585)(1925)

1.13 陸軍武官官等表中改正(勅2)

獣医總監を設置す。

2.26 憲兵條例中改正(勅15) - 朝鮮憲兵隊を大臣直轄より憲兵司令官の隷下に移す

3.27 陸軍常備団隊編制表 改定(軍令陸1) - 軍備整理に伴い新設  
廃止 編制 改正 称号変更等のため改定せらる。

1. 新設 第1戦車隊、高射砲第1聯隊、飛行第7、第8聯隊  
台湾山砲兵大隊

2. 廃止 第13、第15、第17、第18師団司令部  
歩兵第12、第17、第20、第23、第25、第26、第31  
第34 依田司令部

歩兵第51-6、第58、第60、第62、第64-7  
第69、第71、第72聯隊

騎兵第17、第19、第21、第22聯隊 自動車隊  
野砲兵第12、第19、第21、第23聯隊 台湾第2守備  
隊司令部

工兵第12、第13、第15、第17大隊

輜重兵第12、第13、第15、第17大隊 台湾山砲兵第  
1、第2中隊

3. 転営、分屯(略す)

4. 称号変更 衛行第1-6大隊を 聯隊に

4.6 陸軍歩兵学校令(條例改訂)(軍令陸3) - 教導隊の組織と  
更し且、戦車関係事項を新に設置す

陸軍野戦砲兵学校令改訂(軍令陸4) - 軍備整理の結果、学  
の組織を変更し且、高射砲学生を設く。

(158)

5.27 陸軍航空本部令 制定(勅149)

軍備整理の結果、航空部を航空本部に改め内部の組織を改善す。

1. 陸軍航空に関する事項の調査、研究、試験及立案、航空兵諸軍隊本科專向教育の齊一進歩、航空に関する器械の審査及その制式の統一並器械の修理、購買、貯藏、補給及検査を掌る。
2. 陸軍航空本部に総務部、技術部、補給部及検査部を置く。
3. 本部長は本科專向事項に關し航空兵諸隊を檢閲するの外、士官学校を巡視、所要の意見を教育総監に通報す。

4.27 陸軍戸山学校令(勅156) 同條例廢止(軍8)

陸軍通信学校令 制定(勅158)

陸軍自動車学校令 制定(勅159)

従來の自動車隊を改編す。

陸軍武官官等表中改正(勅160) 陸軍兵卒等級表中改正(軍6)

航空兵科を独立の兵科となしたるにより航大佐以下航伍長に至る官等欄を加う。同兵科上、1、2等兵を加う。

大正15年(2586)(1926)

7.16 陸軍補充令中改正(勅260)

見習主計よりする二等主計補充に關し新に規定す

9.30 陸軍省官制中改正(勅312)

國家總動員の見地より軍需品の整備の緩急を規正し且軍動員業務の運繋を周密円滑ならしめ一層作戰準備を周到ならしむると共に各兵本務を總括しその發達の促進を期するの外週般の軍備整理に於て新設改廢せられたる事項に伴ひ改正を加うるの要あるに依る。

1. 軍務局にありし歩兵、騎兵、砲兵、工兵、航空の各課を廢し新に同局内に兵務、徵募、財備、馬政の4課を置く。
2. 兵器局にありし工政課を廢止す。



3. 整備局を新設（7局となる）動員、統制の2課を設置す

11.8 陸軍経理学校令中改正（勅336）

補充令の改正に伴い所定の改正をなす

従来的高等科学生、普通科学生を廃し甲種、乙種（見習主計出身2等主計）丙種（経理部士官候補者即転科将校）

丁種（3等主計候補者）学生とす。

12.16 陸軍軍人休暇令（同規則を改正）（軍2）

昭和2年(258)(1927)

3.31 兵役法(徴兵令改正)(法47)

兵役法改正要綱

1. 第2補充兵役を設け従前の補充兵役を第1補充兵役とす。第2補充兵役は年限を12年4月とし主として徴兵検査に於ける甲乙種合格者にして旧制に於ては現役兵又は補充兵たりし者之に服せしむ。
2. 陸軍は従前は現役3年にして内在警備が2年なりしを之を改め現役を2年とし在營は勅令の定むる所により1年6月を短縮し得るの制を設く。
3. 陸海軍共に現役1年を減したる結果予備役を左の如く延長す。

陸軍 5年4月 (従前は4年4月)

海軍 4年 (従前は3年)

4. 1年現役兵制(師範学校卒業者の服役制)を改め名稱を短期現役兵とし現役は原制として5月とす。
5. 1年志願兵入營延期制(徴兵令23条)は改め学校の修業年限に依する徴集延期制を設く。

5.9 野戦築城教範 改定(軍3)

5.25 資源局官制制定(勅 )

6.29 陸軍武官進級令中改正(勅207)

「先任進級」(第3条中)を削り実役停年少佐同相当官「3年」を「2年」に少尉同相当官「2年」を「1年」に改む。

6.30 陸軍教導学校令 制定(勅202)

現役歩兵科下士と爲すへき学生を教育す 仙台、豊橋、熊本に置き校長は教育総監に隸す。

昭2、 10、 10 陸軍常備団隊配備表中改正 (軍 4)

近衛及第3師団の部を改正す、

11、 30 矢技法施行令 制定 (勅 330) 同施行規則 (省24)

矢技法施行令制定要綱

本令は矢技法に基く委員事項其の他同法施行上重要な事項を規定したるものにして其の内容は従前の散矢事務条例を主体とし 之に志願に依り矢籍に編入せらるる者の矢技に関する規定、陸軍軍人服役令及海軍下士官服役令中矢卒に関する規定、1年現役矢条例並に陸海軍召集令中主として私権に関する規定を合併して編成す

11、 30 陸軍補充令 改正 (全文) (勅 331)

同施行規則(省27)

陸軍補充令改正要綱

1. 1年志願兵に代るべき幹部候補生制度の創設
2. 平時に於ける特別補充制度の新設
3. 其の他従来の経験に鑑み若干の改正整理を行う

陸軍補充令施行規則要綱

陸軍補充令改正に伴ひ幹部候補生に関する取扱手続及平時特別補充取扱の規定、各矢科少尉候補者の採用を全軍統一試験に改め且若干の改正整理を行う。

陸軍武官服務令制定 (陸軍軍人服務令改正)

(勅 232) 同施行規則 (省 28)

陸軍武官服務令制定要綱

本令は陸軍軍人服務令の改正勅令にして同令中武官の服役に関する事項を主体とし之に大正10年勅442航空に関する勤務に服せしむべき陸軍下士の特別補充及其の服役等に関する件中服役に関する部

# HP『海軍砲術学校』公開史料

分を移し加ふ 其の要綱左の如し

1. 服役延期を爲し得へき場合の拡張
2. 幹部候補生より予備校士官となりたる者の予備校後備校期間の終期を現役中(少)尉の夫れに等くす。
3. 歩、騎、砲、工、航空及輜重文科の特務曹長の現役年限年令の2年延長
4. 下士の服役の終期を明瞭にす
5. 幹部候補生より下士に仕せられたる者の服役期間及其若く將校となりたる場合の服役期間を規定す

11. 30 陸軍召集規則 制定 (省 25)

12. 20 軍隊教育令 改定 (軍 5)

12. 27 馬術教範 改定 (軍 6)

〃 〃 爆破教範 改定 (軍 7)

昭和3年 (2588) (1928)

1. 25 歩兵操典 改訂 (軍 1)

4. 4 陸軍幼年学校令中改正 (勅 53)

東京を残し 仙台、名古屋、大阪、広島、熊本の  
5ヶ所を廃す

12. 6 陸軍工兵学校令 (同条例改正)

〃 〃 軍隊教育令改訂 (軍 10)

〃 24 体操教範 改定 (軍 11)

昭和4年 (2589) (1929)

2. 6 戦闘綱要 (軍 1) 制定

〃 〃 砲兵操典 改定 (軍 2)

3. 29 小銃、輕枝園銃、拳銃、射撃教範制定 (軍 3)

歩(騎)兵射撃教範廃止 (軍 4)

4. 11 資源調査法 制定 (法 53)

〃 12 憲法令 (同条例改正) (勅 65)

(61)

昭和4 7. 30 陸軍武官官等表中改正 (勅 25/)

新に柔術總監を設く。

1. 3/ 陸軍衛生材料廠条例 改正 (全文) (勅 265)

陸軍衛生材料、獣医資材及蹄鉄の購買、製造、修理、貯蔵及補給を掌り陸軍磨工長の養成に任し且之等の試験を行ふ廠長は陸軍大臣に隷す。

11. 14. 兵役義務者及瘡兵待遇審議会官制 制定 (勅 323)

4. 20 資源調査令 制定 (勅 329)

12. 17 砲兵射撃教範 改定 (軍 8)

4. 19 輜重兵操典 改定 (軍 9)

昭和5年 (2590) (1930)

3. 18. 軍隊教育令 改定 (軍 1)

4. 5 機関銃、歩兵砲射撃教範 制定 (軍 2)

昭和6年 (2591) (1931)

4. 1 入營者取業保障法 制定 (法 57)

(朝鮮赤兵隊 廃止)

4. 13 兵役義務者及瘡兵待遇審議会官制 廃止 (勅 56)

11. 7 陸軍武官官等表中改正 (勅 270)

4. 陸軍兵等級表に関する件 (勅 271)

1. 「下士」を「下士官」に改む

2. 兵の等級

憲、歩、騎、砲	上等兵	1等兵	2等兵
工、航空兵科	"	"	"
輜重兵科	"	"	特務兵
衛生部	上等看護兵 " 磨工兵	1等看護兵 " 磨工兵	2等看護兵 " 磨工兵 補助看護兵
軍樂部	樂手補		

1. 2等卒等を上記の如く改稱す。  
(輜重輪車 輜重兵特務兵)

(62)

12、11 工兵操典 改定 (軍 4)

昭和7年 (2592) (1932)

2、23 陸生部代用員並歯科医採用規則 (陸省令 1)

戦時又は事変に際し必要ある場合 官制学校の要員に充当す

4、27 戦時又は事変に際し / 師団以上の団隊を指揮する司令官及師団長の親補に充する件 (軍 1)

5、16 陸軍軍需審議会令 制定 (勅 73) 陸軍技術会議令 廃止

陸軍大臣の監督に属し 其諮詢に應じ重要軍需品に關する研究方針及制式並に陸軍技術に關する重要事項を審議す

7、27 陸軍技術本部令 改正 (勅 176)

陸軍科学研究所令中改正 (勅 177)

陸軍築城部令 (条例改正) (勅 178)

陸軍兵器廠令中改正 (勅 179)

陸軍造兵廠令中改正 (勅 180)

要塞司令部条例改正 (軍 4)

各機関の業務調査を行ふ

昭和8年 (2593) (1933)

1、12 陸軍考料表規則 改正 (全文) (陸産 1)

陸軍陸生部士官の補充及現役期間の臨時特例 (勅 6) 軍医候補生制度を制定す

2、16 補充上の必要に依り陸軍の軍隊官衛又は学校に於ける各兵科部士官に予備役又は後備役の士官充用の件 (勅 12)

特別志願持校制度を新設す

3、28 辛酉港威軍事取締法 制定 (法 29)

4、4 工兵操典 改定 (軍 1)

4、12 陸軍特命検閲条例 廃止 (勅 59)

昭 4 12. 陸軍特命検閲令 制定 (軍 2)

特命検閲は勅命に依り 元師長の他の将官特命検閲校と爲り勅旨を奉し陸軍部隊に於ける軍紀の弛弛、職務の能否、教育の精粗、保育の良否を檢し 法規実施の度と兼し勤員の計畫の完否、会計經理の整否 兵器材料其の他軍需品及諸營造物保存の果況等に付 所要の事項を其検査団するものとす (次1条)

4 21 陸軍大学校令 改定 (軍 3) (全文)

学生及専科学生を置く

陸軍歩兵学校令改定 (軍 4) (1部)

歩兵隊より兵を分遣せしを戦車隊よりも分遣することとし 新に軍大育成所を置く

陸軍騎兵学校令 (案別改定) (軍 5)

新に教導隊に無線教習隊を置く

陸軍習志野学校令 制定 (軍 6)

4 26 陸軍通信学校令中改正 (勅 67)

新に生徒隊を設け 無線通信を掌る現役下士官 (工兵科)と爲すへき生徒を教育することとす

陸軍飛行学校に於ける生徒教育に関する件 (勅 68)

所沢陸軍飛行学校に於て航空兵科現役下士官と爲すへき生徒を教育す (操縦生徒及技術生徒とす)

陸軍教導学校令中改正 (勅 70)

従来現役が兵科下士官と爲すへき学生のみを教育しありしを歩 (仙台、熊本、豊橋) 騎砲 (豊橋) 兵科下士官と爲すへき学生を教育することに改む

陸軍補充令中改正 (勅 71)

1. 幹部候補生制度 改正 従来入隊前に採否を聯隊区司令官に於て否定せしを 入隊後決定することと改む 尚 甲、乙種の区分 技術に従事

# H-P 『海軍砲術学校』公開史料

すへき兵科将校と爲すへき者を新に規定す 修学  
期間は依然17年なり

2. 各兵科現役下士官の補充要領改正 諸学校卒業を  
新に其の資格中に規定したると生徒よりする補充  
方法を加う

3. 隊付看護兵の補充を規定す

- 昭 8. 5. 3 陸軍野戦砲兵学校令中改正 (軍 7) } 新に下士官候  
" 陸軍重砲兵学校令中改正 (軍 8) } 補充を教育す  
" 陸軍工兵学校令中改正 (軍 9) } ることを規定す  
" 陸軍飛行学校令 改定 (軍 10)

新に茨松に飛行学校を設く (所沢、下志津、明野)

7. 21 陸軍常備団隊配備表 改定 (軍 11)

戦車隊を戦車聯隊に改稱す

" 教育総監部令 (采例改正) (軍 12)

7. 28 陸軍造兵廠令中改正 (勅 201)

工廠を小倉に新設す

11. 14 幕僚取務令 制定 (軍 14)

昭和 9年 (2594) (1934)

2. 15 軍隊教育令 改定 (軍 2)

" 剣術教範 改定 (軍 3)

3. 24 傷兵院法 (旧瘡兵院法) 改正 (法 12)

3. 28 軍用電氣通信法 (法 39)

3. 27 乗船教範 改定 (軍 6)

3. 30 陸軍軍医学校令 改正 (全文) (勅 61)

" 陸軍獣医学校令 改正 (全文) (勅 62)

" 陸軍経理学校令 改正 (全文) (勅 63)

(専攻学生を新に設く)

9. 27 軍隊内務書 改定 (軍 9)

12. 13 陸軍代理令 制定 (軍 10)

(18)



昭和10年 (2595) (1935)

5-28 陸軍騎兵学校令中改正 (軍 3)

装甲自動車に関する事項を加う

陸軍野戦砲兵学校令中改正 (軍 4)

情報並に照空に関する事項を加う

防衛司令部令 制定 (軍 8)

東部(東京)中部(大阪)西部(小倉)防衛司令部を設く

防衛司令官は陸軍大(中)将を以て親補し 天皇に直隷し要地の防空の計画に任す

西部防衛司令官は前項の外要塞系の防禦計画を擔任す

7-29 陸軍航空本部長令 改正(全文)(勅 221)

陸軍航空に関する事項の調査、研究、試験及立案を行ひ 航空兵科諸軍隊の当該兵科専門教育の第一進歩を図り所割学校の教育、航空に関する器材、燃料等の整備及検査に関する事項を掌る。前項の外航空に関する器材、燃料等の民間工場に対し契約に基く監督を行ふ

総務部及才ノ部、才ヌ部よりなり 其の他に監督官長、監督官を置く 本部長は陸軍大臣に隷す

陸軍航空技術研究所令 制定 (勅 222)

航空に関する器材、燃料等の考案及審査を爲し且技術に関する調査 研究及試験を行ひ其の改良進歩を図る 所長は航空本部長に隷す

陸軍航空廠令 (勅 223) 制定

航空に関する器材、燃料等の購買、貯蔵、保存及補給並に航空に関する器材の廃品処分及修理を掌る。

昭10

本廠（総務課、会計課）及支廠（立川、各務原、平塚、屏東）より成り。本廠長は航空本部長に就す

7. 29 能谷陸軍飛行学校令 制定（勅 224）

飛行操縦に従事する航空兵科現役下士官となすへき生徒及幹部候補生を教育す。尚幹部候補生、下士官候補者に必要なる教育を行ふ

陸軍航空技術学校令 制定（勅 225）

航空兵科副官、同候補者、現役下士官となすへき生徒及幹部候補生を教育す

陸軍造兵廠令中改正（勅 226）

技術に従事すへき各兵科（航空を除く）幹部候補生を教育することを得る如く新に規定す

所沢陸軍飛行学校令 制定（軍 10）陸軍飛行学校令廃止

（操縦、航法、気象）（操縦学生、特種学生、幹候、操縦）

下志津陸軍飛行学校令 制定（軍 11）（偵察飛行、通信、写真）（甲、乙特種学生、下士候（操縦、戦技、通信））

明野陸軍飛行学校令 制定（軍 12）

（戦闘飛行、火器、対空射撃）甲、乙特種学生、下士候、戦操）

浜松陸軍飛行学校令 制定（軍 13）

（爆撃）（戦術、甲種、乙種学生、下士候爆撃戦技→下志津より）

飛行団司令部令

飛行団司令部令 制定（軍 14）各種分科の飛行部隊を集結使用すへき趨勢に鑑み、其の指揮統

# HP『海軍砲術学校』公開史料

関と帝備し訓練の精進を期する要あるに依る

- 昭10 7.29 陸軍帝備団既備表 改定 (全訓)(軍 15)
- 9.11 陸軍補充令中改正 (勅 264) 兵役令施行令中改正  
(勅 265) 陸軍武官服務令中改正 (勅 266)  
操縦学生の制度を設く 民間航空熱の勃興を助成  
し併せて軍戦時の要求を充足せんが爲飛行操縦  
に從事すへき予備候補士官を補充する目的  
を以て本制度を創設す
- 所沢陸軍飛行学校令中改正 (軍 16) 操縦候補生の  
教育を新に加う
- 12.16 陸軍演習令 改定 (軍 17) 演習の名稱を變更  
すると共に形式を全般に改正す
- 12.26 陸軍補充令中改正 (勅 326)  
經理部士官候補生より現役經理部士官を補充する現  
定を設け 同士官候補を以てする制度 (所謂駟料)  
を廃止す
- 陸軍經理部士官診衛會議は当該師団經理部所屬、1等主  
計以上の者を以てする如く規定す
- 陸軍經理学校令 改正 (全文) (勅 325)  
学生を甲、乙 (旧軍攻学生) 丙 (見習主計出身 2等  
主計) 丁 (3等主計候補者) 種

昭和11年 (2596) (1936)

2.27 戒嚴令

- 朕 茲に緊急の必要あると認め枢密院顧問の諮詢  
を経て帝國憲法第8条第1項に依り一定の地域に  
戒嚴令中必要の規定を適用するの件を裁下し公布  
せしむ (勅 18) 一定の地域を限り別に勅令の  
定むる所に依り戒嚴令中必要の規定を適用するこ  
とを得
- 朕 昭和11 勅 18の施行に關する件を裁下し

(168)

# HP『海軍砲術学校』公開史料

茲に之を公布せしむ (勅 19) 昭 11 勅  
18 に依り左の区域に戒嚴令ヲ9条及ヲ14  
条の規定を適用す 東京市

## 3 戒嚴司令部令制定 (勅 20)

昭 11 3. 31 陸軍幼年学校令中改正 (勅 39) 広島に新設せ  
らる

5. 18 陸軍省官制 改正 (勅 63) 陸軍大臣及同次  
官に任せらるる者は現役将官とす

5. 30 陸軍理事官制 制定 (勅 84) 奏任2人 陸  
軍造兵廠に置く

陸軍部隊の名稱に關する件 (軍 4) 騎砲、重  
砲、高射砲、台湾山砲、工兵、輜重兵大隊を各々  
聯隊に 気球隊を気球聯隊とす

7. 6 馬政局官制 制定 (勅 164) 農林大臣の管理  
とす

7. 17 戒嚴司令部令 廃止 (勅 191)

7. 24 陸軍省官制中 改正 (勅 211) 大正 15 年整  
備局新設以來の大改正にして要兵左の如し

1. 人事を一元化す 各部、技術、参謀將校の  
人事を凡て人事局に移す 人事局に徴募課を  
新設す

2. 軍務局より3課を分離し 軍事課を純軍事と  
政策との2課に分け 軍事、軍務の2課を以  
て軍務局とす

3. 兵務、防備、馬政の3課を以て新に兵務局を  
新設す

4. 航空及軍需行政の飛躍的進歩に追隨する爲  
航空關係を一括して航空本館に移すと共に  
整備局 (戦備、整備) 兵器局 (銃砲、棧械)  
の内容を整理統合す

昭11 7. 24 陸軍航空本館令中改正 (勅 212) 陸軍省中航空  
に關する事務の大部は之を航空本館に移さしむ従つて航  
空本館従来の事務の外、外局としての事務を掌ること  
となしり

陸軍經理部条例中改正 (勅 215) } 部長の人事  
陸軍軍(獸)医部条例中改正(勅216.7) } に關する権  
限を削除す

陸軍歩兵学校令 改定 (全文) (軍 5)

陸軍戦車学校令 制定 (軍 6)

陸軍騎兵学校令 改定 (全文) (軍 7)

陸軍野戦砲兵学校令 改定 (全文) (軍 8)

陸軍重砲兵学校令 改定 (全文) (軍 9)

陸軍工兵学校令 改定 (全文) (軍 10)

参謀本館令中改正 (軍令陸 11) 才9条中「参謀總  
長は参謀の職に在る陸軍將校を統督し」を「統  
轄し」と改む

航空兵团司令部令 制定 (軍令陸 12) 航空の飛  
躍的進歩を圖り近代的国防に欠陥なからしむる爲、航  
空兵团司令部を設置し現在各飛行聯隊が個々に隸屬  
しあるを統合す 但當該部隊の經理、衛生等に關し  
ては陸軍大臣の定むる所に依り師團長又は軍司令官  
の区處を承けしむることとす

7. 28 陸軍工科学校令 改正 (全文) (勅 231) (大正  
勅 238 参看)

陸軍軍医学校令 改正 (全文) (勅 232)

陸軍補充令中改正 (勅 233)

新に軍樂部士官補充に關し規定す

7. 29 師團司令部条例中改正 (軍 13)

昭二 7. 28 朝鮮(台湾)軍司令部条例中改正 (軍 14)

1. 而团长(軍司令官)は地方(朝鮮)(台湾)の防  
 行の爲、緊急の必要のある時は其の師管内(朝)  
 (台)の部隊(に在る飛行部隊)を区処すること  
 を得

2. 「法官部」を「法務部」に改む

防行司令部令 改定 (軍 15)

軍隊教育令中気球隊の教育に關する件(軍令陸 17)  
 航空本部長より砲兵監に移る

7. 31 陸軍兵の兵科部、兵種及等級表(旧陸軍兵等級表)

兵科部	兵 種	1 級	2 級	3 級
憲兵科	歩 兵	上等兵	1 等兵	
歩兵科	歩 兵 戦車兵	上等兵	1 等兵	2 等兵
騎兵科	騎 兵	上等兵	1 等兵	2 等兵
砲兵科	野砲兵 山砲 騎 野戦重砲兵 重砲兵 高射砲兵 気球兵	上等兵	1 等兵	2 等兵
工兵科	工 兵 鉄道兵 電信兵	上等兵	1 等兵	2 等兵
航空兵科	飛行兵	上等兵	1 等兵	2 等兵
輜重兵科	輜重兵 輜重兵特務兵	上等兵	1 等兵	2 等兵 特務兵
衛生部	看護兵 磨工兵 補助看護兵	上等看護兵 上等磨工兵	1等看護兵 1等磨工兵	2等看護兵 2等磨工兵 補助看護兵
軍樂部		樂手補		

HP『海軍砲術学校』公開史料

昭11 11、2 陸軍病院令 (征戍病院令改正) (勅 387)

12、23 自動車操縦教範 制定 (軍 20)

陸軍武官の進級

11、30 取扱規則 改正(陸産 54)

陸軍考科表規則 改正  
(陸産 55)

人事権を統帥系統に帰属せしめ且独立部隊長の権限を拡大強化す  
考科表調製権も石主旨に一致せしむ

卸外秘

昭和十三年  
二、一二

陸軍武官官等表改正(勅十三) (註)  
(陸軍の対価を略す)

将官		各兵科佐官				各兵科尉官				各兵科准士官		各兵科下士官				
陸軍大将	陸軍中将	砲兵大佐	砲兵中佐	砲兵少佐	砲兵大尉	砲兵中尉	砲兵少尉	砲兵准尉	砲兵曹長	砲兵曹副	砲兵曹	砲兵曹	砲兵曹	砲兵曹	砲兵曹	砲兵曹
陸軍少将	陸軍中佐	砲兵中佐	砲兵中佐	砲兵中佐	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉
陸軍少将	陸軍少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉
陸軍中佐	陸軍中佐	砲兵中佐	砲兵中佐	砲兵中佐	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉
陸軍少佐	陸軍少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少佐	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉
陸軍中尉	陸軍中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉
陸軍少尉	陸軍少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉
陸軍中尉	陸軍中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉
陸軍少尉	陸軍少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉
陸軍中尉	陸軍中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉	砲兵中尉
陸軍少尉	陸軍少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉	砲兵少尉

註(改正要項)

- 一、特務曹長、上等工長等を准尉に
- 二、工長を曹長(軍曹)(伍長)に
- 三、主計總監、軍医總監以下を主計(軍医)中將に
- 四、蹄鉄工長を獣医に准尉(曹長)に
- 五、縫靴工長を縫(装)工准尉(曹長)に

卸外秘



昭12

- 2、12 陸軍兵の兵科部、兵種及等級表 改正(勅 13)  
(昭 6 勅 271 参着)

兵生部	兵生兵	兵生上等兵	兵生1等兵	兵生2等兵
	補助兵生兵			補助兵生
軍楽部		軍楽上等兵		

- 3、22 陸軍軍人軍属看作規則 改正 旧規則は明治38年  
制定せられたるものなり

1. 適用の人的範囲及著作物の範囲を拡大す
2. 認可権の所在を所屬長官より所管長官に変更す
3. 出版物の1部を大臣に送付するの規定を設く

- 3、30 軍事扶助法(軍事救護法 改正)(法20)

1. 軍事扶助法と改稱
2. 傷病兵の適用範囲を拡張す
3. 扶助を受け得る家族及遺族の範囲を拡張す
4. 下士官兵の退官後又は召集解除後に於ける扶助継続期間を設く
5. 要扶助者生活上の濶裕範囲を拡大す

- 3、31 陸軍幼年学校令中改正 (勅 85) 仙台新設

- 4、2 防空法 (法 47)

1. 防空及防空計画の内容を明にし防空計画設立者の義務に関する規定を受くること
2. 防空上の必要に基き義務を命する範囲を明かすると共に給与其の他に関する規定を設くること
3. 防空の訓練に関する規定を設くること
4. 雇用の負擔及国庫補助に關し必要なる規定を設くること

HP『海軍砲術学校』公開史料

- 4. 7 陸軍士官学校令 改正 (勅 110)
  - 陸軍予科士官学校令 制定 (勅 111)
- 陸軍士官学校の拡  
張に方り本科と予  
備及学生部とを分  
高するの要あるに  
依る

陸軍補充令中 改正 (勅 112)

1. 陸軍武官官等表に陸軍女の女材部兵種及等級表の改正に伴い改正す
2. 獣医部少尉候補者制度を創設す
3. 衛生部少尉候補者の志願資格を療工准尉及療工曹長に拡張す
4. 陸軍予科士官学校の創設に伴い改正す
5. 兵料及経理部士官候補生の隊付期間を延長す
6. 経理部士官候補者による経理部士官の補充制度の廃止

5. 13 (企画庁官制 制定 勅 192) (内閣調査局官制廃止)

7. 31 陸軍航空本部令中改正 (勅 373)

新に文3部を設く (従来は総務部文1部及文2部) 前轄の土地建造物の経営を掌ることす

陸軍造兵廠令中改正 (勅 375)

新に「兵器用金属材料に関する調査研究」を加ふると共に 医務部を新設す

陸軍航空廠令中改正 (勅 374) 本廠に総務課及

「会計課」を「文1課及文2課」に改正す

陸軍工科学学校令中改正 (勅 376) 教育に関する

為 各部隊の兵器の修理及弾薬の製を行ふことす

7. 31 陸軍航空技術研究所令中改正 (勅 377)

昭 12

航空衛生に関するに因する調査研究及試験並に航  
被服、糧食の性能実験を行ふことと加う  
研究所に総務部、文ノ部及支2部を置く（従来分  
なし）

7. 21 陸軍憲兵学校令 制定（勅 378） 憲兵練習所廢  
転科及少尉候補者の教育を實施する外、憲兵下士官  
並に憲兵教習兵を教育す

陸軍經理部令（同策例改正）（勅 380）

第3条 陸軍經理部は当該師團、台湾、朝鮮又は滿  
洲に在る陸軍部隊 ①（陸軍大臣の特に定むる部隊  
を除くものとし 師團を有せざる師團の・・・）  
の会計事務の監督及陸軍所屬の土地建造物の経営（  
国防に関するもの並に陸軍航空本部、同本部長に寄  
属する陸軍部隊、陸軍造兵廠及千住製絨所に関する  
ものを除くものとし師團を有せざる・・・）を掌る  
第9条 經理部長は陸軍省經理局長の区処を受け当  
該師團、台湾、朝鮮又は滿洲に在る陸軍部隊 ②  
（陸軍大臣の特に定むる部隊を除くものとし 師  
團を有せざる・・・）に属する 經理部將校（  
旧經理部士官）以下の教育を掌理す

- ① 航空本部関係 軍馬補充部 兵器廠 造兵廠  
千住製絨所 { 8.6 連 }
- ② 航空本部関係 { 34 参着 }

8. 19 軍機保護法 改正（法 72）（全文）

1. 省令を以て「軍事上の機密」の種類範圍を明確に  
す
2. 刑の範圍を拡大す
3. 犯罪行為の種類を拡張
4. 防空其他国土防衛の爲所要の規定を設く

(176)

5. 外国船舶の不法入港に対する取締規定を改く

9. 2 臨時陸軍東京経理部令 制定 (勅 471)

戦時又は事変に際し之を東京に置き臨時陸軍経費に係る収入、支出、出納及び等に關する計算、報告並に臨時経費支弁に係る陣中事務用品、洒保品、運築材料の購買、貯蔵及補給を掌る 部長は陸軍大臣に録す

9. 30 陸軍士官学校令中改正 (勅 566)

分校(所沢)を設け航空兵科少尉候補生をも教育する如く改正す (一校少尉候補生は予科士校)

10. 6 陸軍職位令 制定 (軍 6)

10. 14 (臨時内閣参議官制 制定) (勅 593)

10. 22 (防空委員会令 制定) (勅 598)

東京陸軍航空学校令 制定 (勅 599)	} 東京陸軍航空学校を
能谷陸軍飛行学校令中改正 (勅 600)	
陸軍航空技術学校令中改正 (勅 601)	

新設し 能谷及技術学校に入校せしむべき生徒を概ね1カ年教育することとす

10. 23 (企画院官制 制定) (勅 605)

10. 28 陸軍軍医予備員令 制定 (勅 623)

10. 29 陸軍兵の兵科部兵種及等級表改正 (勅 627) 輜重兵科特務兵及補助衛生兵に1等、2等の区分を改く

11. 6 陸軍大学校令 改定 (軍 7) 新に航空学生の新を改く

11. 12 陸軍補充令中改正 (勅 654)

1. 憲兵と等兵の補充を憲兵教習兵を以てなすことに改む

2. 輜重兵特務兵及補助衛生兵より輜重兵又は衛生兵となりうることに改む

(77)

昭 12.

3. 軍医予備員創設に伴う改正

11. 17 大本營令 (軍 1) 戦時大本營条例 廃止  
(勅 658)

11. 27. 要塞司令部令 (同条例改正) (軍 9) 才 1, 才 4  
及才 12 師管下の要塞司令部は其方面の司令部の防  
衛司令官の隷下に入るごととされり

防衛司令部令 改正 (軍令陸 8) 従来の防衛司令部  
は要地防空の計画に任する計画機関なりしも 所管  
区域内の防衛にも任する実行機関とせられ 即ち防  
衛司令官は所管防空管区の防空及所管警備管区の警  
備に関しては管区内の陸軍部隊 (憲兵及航空部隊を  
除く) を指揮し其他の部隊を区慰することとす

11. 30 東京警備司令部令 廃止 (勅 692)

12. 7 憲補規程 制定 (省令 64) 関東憲兵司令官の隷  
下に憲補を置く

12. 7 飛行才 13 聯隊 設置

昭和 13 年 (2598) (1938)

1. 10 (厚生省設置 勅 7)

陸軍軍需監督官令 制定 (勅 30)

2. 14 航空兵団長を同司令官と改称 (勅 83)

2. 13 陸軍特別志願兵令 制定 (勅 95) 朝鮮人志願兵  
制度及内地人補充兵、国民兵及兵役の義務なきに至  
りたる者にも従軍の途を開く内地人往軍志願兵制度  
の兩者を一括せるものなり

陸軍の秘密書類に関する件中改正 (陸令 12) 従来  
「陸軍の秘密書類」と称したるものを「陸軍の軍事上  
の秘密書類」とし又「陸軍軍事機密書類同軍事極秘  
書類同軍事秘密書類」に区分せられ

昭13

- 2、24 兵役法中改正 (法 1) 陸軍歩兵の全部に2年在営制を適用す
- 3、25 陸軍予備士官学校令 制定 (勅 139)  
陸軍兵科部、兵種及等級表に関する件を改正 (勅 271)  
新に工兵兵を加う
- 3、28 陸軍防産学校令 制定 (軍令陸 3)
- 4、31 陸軍補充令中改正 (勅 137) 予備役科長補充制度の確立、歩兵の2年在営制等に関する改正  
  - 〃 (国家総動員法制定 法 55 車輦工業動員法廃止)
- 4、11 陸軍兵科部令 制定 (勅 240) 部長は陸軍大臣に隷す
- 6、4 飛行集団司令部令制定 (軍令陸 10)
- 7、12 教育総監部令 改正 (軍令陸 15) 本部長の外に  
  - 次1部、次2部及4課を新設す
- 7、1 水戸陸軍飛行学校令 制定 (勅 469)
- 〃 陸軍航空整備学校令 制定 (勅 470)
- 〃 陸軍航空技術学校令 (軍令 14 従来は勅令なりしを改む)
- 7、30 陸軍經理学校令中改正 (勅 535) 下士官候補者教育を加う
- 9、17 補充令中改正 (勅 647) 兵科少尉候補者、主計下士官候補者、獣医部下士官候補者の資格を改正
- 9、29 作戦要務令 制定 (軍令陸 19)
- 10、14 戦傷、戦病等の定義に関する件 (陸普 6331)
- 12、9 陸軍航空総監部令 制定 (軍令陸 21) 航空総監は航空兵の軍隊及学校教育を専掌し其の他の事項に関しては従来陸軍三長官より所要の区処を承くるものとする  
  - 〃 陸軍航空士官学校令 制定 (勅 745)

(179)

昭13

12. 9 陸軍航空本部令中改正 (勅 743) 航空総監部の創設に伴い航空関係の教育を之に移管す。  
// 陸軍経理部令中改正 (勅 750) 航空総監部創設に伴い改正

昭和14年 (2599) (1939)

1. 14 陸軍省官制中改正 (勅 15) 国家総動員態勢に即応して陸軍省部内の機構を強化する為左の如く改正す
1. 整備局内に工政 資源の二課を新設、総動員特に物資動員に関する業務を強化す
  2. 人馬に関する業務を兵務局に統合する為徴募課を同局に移し之を兵備課と改称し軍動員に関する事項と総動員業務中人的動員一般に関する業務を掌らしむ
  3. 総動員業務を兵務 (人的動員) 整備 (物的動員) に分給せしめ 総動員一般に関する業務は之を軍務課に移す
  4. 整備局に交通課 兵務局に防衛課を新設 防備課、整備課を廃止す

3. 9 兵役法中改正 (法 1)

1. 服役期間の改正一 ㄨ1、ㄨ2補充兵役を12年4月より共に17年4月とす
2. 短期現役兵制度の廃止
3. 徴集延期制度の期間変更

3. 25 軍用資源秘密保護法 (法 25)

- // 陸軍兵の兵科部、兵種及等級表に関する件中改正 (勅 74) 輜重兵特務兵、補助紅生兵廃止

3. 27 陸軍幼年学校令中改正 (勅 80) - 熊本に新設 (東京、広島、仙台)

4. 1 国境取締法 (法 52)

(80)

HP『海軍砲術学校』公開史料

昭 14

- 4、7 軍馬資源保護法 (法 76)
- 5、13 陸軍常備隊配 表 處止 (軍令陸 2)
- 7、3 陸軍飛行実験部令 制定 (軍 5)
- 7、14 技術將校たるへき陸軍各兵科料校の補充及現役期間の特例に関する件 (勅 486) — 技術候補生制度
- 8、1 予備士官学校令 改正 (勅 517) 盛岡(歩兵)、豊橋(歩砲兵)、久留米(輜重兵)
- 8、4 陸軍兵卒部令 (勅 518) 朝鮮、台湾の各兵事区に置き徴兵、召募、在郷軍人の服役召集等に関する事項を掌る。
- 〃 陸軍兵卒部令中改正 (勅 535) 滿洲にも支隊を置く
- 〃 陸軍被服廠条例 改正 (勅 536) 条例を令とす
- 〃 陸軍糧秣廠条例 改正 (勅 537) 条例を令とす
- 〃 陸軍倉庫条例 改正 (勅 538) 条例を令とす
- 8、18 陸軍の諸学校に於ける幹部候補生教育に関する件 制定 (勅 578)
- 〃 陸軍教導学校令中改正 (勅 580) 歩兵科現役下士官と爲すへき学生のみを教育することに改む
- 〃 陸軍經理学校令中改正 (勅 585) 幹部候補生をも教育することに改む
- 10、27 幹部候補生等より將校と爲りたる者の役種変更に関する件 (勅 737)
- 11、10 兵役法施行令 改正 (勅 768) 又3之種の新設
- 11、24 滿洲国の武官たる帝國臣民の陸軍武官補充に関する件 予備役の料校又は下士官となす

昭和 15 年 (2600) (1940)

- 1、25 陸軍礼式令 制定 (軍 3) 陸軍礼式廃止(軍4)
- 1、27 陸軍身体検査規則中改正 (省 3)



# HP『海軍砲術学校』公開史料

昭15

現役兵徴集要員の増加を図るを目的とし ① 甲種合格は更に厳選 ② オ3乙種を新設、従来のオ2乙種より条件を低下し ③ 丙種は着しく条件を低下す

2. 7 陸軍軍人休暇令 (軍 5) 改定

新に在外者特別休暇の制を設く (其他全般に改正あり)

2. 19 赤兵操典 改定 (軍 7)

3. 8 陸軍幼年学校令 改正 (勅 89) (東京、仙台、名古屋、大阪、広島、熊本)

3. 30 陸軍航空廠令中改正 (勅 106) 本廠内総務課オ1—オ3課をオ1—3部及会計部と改正す

陸軍航空工廠令 制定 (勅 207) 航空工廠を新設す

陸軍兵器廠令 (陸軍造兵器廠令改正、旧兵器廠令廃止)

従来陸軍の軍需品材の調弁、兵器の製造、貯蔵及補給を、各軍の兵器行政は2元 (兵器廠、造兵器) 的をりしを1元的ならしむる為、新に新設兵器廠に統合し

兵器本部 (従来の造兵器本部及兵器本廠を統合す) 統轄の下に兵器補給廠 (旧兵器支廠を各々独立せしむ (東京、千葉、名古屋、大阪、岡山、広島、小倉、平塚、函館))

造兵器 (旧造兵器内各工廠を独立せしむ) を置くこととせり (東京、名古屋、大阪、小倉、奉天)

陸軍製絨廠令 (旧今住製絨所官制改正) (勅 211)

陸軍武官官等表申改正 (勅 213)

陸軍補充令中改正 (勅 214) } 齒科医將校 (少將—少尉) 制度を新設す

4. 2 陸軍輸送港域軍事取締法 (宇岳港域軍事取締法中改正)

4. 23 陸軍志願兵令 制定 (勅 291)

憲兵、飛行兵 (少年飛行兵) 及軍樂兵を陸軍志願兵

182)

昭15

とす。

6. 2] 戦車操典(軍 11) 制定

7. 10 軍司令部令 制定(軍 12) 防衛司令部令、朝鮮、台湾両軍司令部条例廃止

ク 師団司令部令(師団司令部条例改定)(軍 13)

国土防衛時に防空の強化 外地兵備の基地強化の2  
点を眼目とし 昭和11年に創設せられたる東部、  
中部、西部の3防衛司令部を改備し 東部、中部、  
西部各軍司令部を又新に北部軍司令部と編成し 朝  
鮮、台湾両軍司令部を含め新に軍司令部令と制定  
之に伴ひ師団司令部令(旧条例)を改正す

ク 銚田陸軍飛行学校令 制定(軍 17) 下志津等各飛行  
学校令を改正す

軽爆関係を浜松飛行学校より分離独立せしむ

7. 17 飛行団司令部令 廃止(軍 19) 昭和10年創設せ  
られたるものなり

7. 19 陸軍獣医資材廠令 制定(勅 481) 陸軍衛生材  
料廠令中改正(勅 482)

獣医資材関係業務の飛躍的增加に鑑み 之を衛生材  
料廠より分離し 独立材関を設立す

ク 陸軍予備士官学校令中改正(勅 483) 奉天陸軍予  
備士官学校を新設す

7. 24 陸軍服制中特例(達 33) 胸章(靈兵を除く兵科)  
及襟部徽章を当分付せしむることとす

7. 2 陸軍管区表中改正(軍 20)

軍管区(東、中、西、北) 師管(従来又〇師管と  
称したるを東京師管等と改む)

防隊区(旧の如し)

昭15

7. 30 陸軍検閲令 制定 (陸軍特命検閲令は廃止) (軍 21)

7. 31 陸軍航空技術研究所令中改正 (勅 490) 陸軍被服  
廠令 糧秣廠令中改正

航空技術研究所を拡充し 従来総務部、文1部、文  
2部なりしを総務部、文1—8部とす 航空に關  
する被服、糧秣等に関する調査研究試験を 各々被  
服廠、糧秣廠より移管す。

陸軍燃料廠令 制定 (勅 493)

従来各枝團に分散せられありし燃料行政 (主として  
実行業務) を一元的ならしむる爲に設置す 廠に総  
務、整備、研究及会計の4部並に製造所、貯蔵所を  
置く 廠長は陸軍大臣に隸するも航空燃料に關して  
は航空本部長の区処を承くることとす

陸軍經理部令 改正 (勅 494)

軍司令部令制定等に伴ひ軍、師団兩經理部の關係を  
律すると共に努めて隸屬主義を尊重する如く記述要  
領を改む

1. 會計經理の統理は長官より独立せる権限の如く誤  
解せられ易きを以て削除す
2. 新に經理部專向事項の勤務は經理部長の管掌事項  
たることを定む
3. 大臣の直轄業務及教育は従来隸下部隊たるを否と  
を回わず先づ文1義的に地域主義によりたるも、  
隸屬系統を明かならしむる爲隸下部隊と隸下外部  
隊とを分離記述せり
4. 經理部長の行う教育は專向教育なることを明示し  
又經理部將校を長とする部隊の本教育は其の長之  
に任することとす
5. 軍經理部長は軍内師団經理部長に対し所要の指示

(82)

# H.P 『海軍砲術学校』 公開史料

昭15

と与え得ることを規定す

6. 経理部長は所管事項に關し部隊長に対し指示と与へ又査閲を行うことを規定す

7. 会計経理の検査は 会計事務の検査に改め又土地、建造物に対しても検査を行うことを規定す

## 7. 31 陸軍航空本部令中改正 (勅 495)

又3部長の取責中 新に「経理將校以下の経理部専  
向事項の教育(局長の区廻を承く)及勤務」(従来は  
会計事務の監督、土地建造物の経営)と又醫學部隊  
に陸軍燃料廠を加ふ

〃 陸軍兵器学校令

〃 陸軍航空通信学校令 制定(勅 499)

〃 岐阜陸軍飛行学校令 制定(勅 500)

〃 熊谷陸軍飛行学校令中改正(勅 507)一操縦候補生及  
下士官候補生を岐阜に移す

〃 水戸陸軍飛行学校令中改正(勅 502)一通信を  
独立し通信学校とす(従つて少年兵の教育の件削  
除せらる)

〃 陸軍航空整備学校令中改正(勅 503)

〃 陸軍憲兵学校令中改正(勅 505)(学生の種類を増  
加す)

〃 陸軍技術本部令中改正(勅 506)新に又4部(従  
来総務部、又1部—又4部)を設く

〃 陸軍兵器部令 改正(勅 507)

〃 陸軍軍医部令 改正(勅 508)

〃 陸軍獣医部令(陸軍獣医部条例改正)  
(勅 509)

〃 陸軍病院令中改正(勅 510)

〃 陸軍監獄官制中改正(勅 511)

〃 軍司令部令等  
制定に伴ひ所  
要の改正を行  
ひしものなり

8. 17 軍隊教育令 改定(軍 22)

8. 21 陸軍管区表 改定(軍 23) 新師管に移り尚1部

(85)

昭15

「府縣」新隊区となる

- 9.13 軍部各陸軍飛行学校令制定 (勅 577) } 飛行技操縦に従事す
- ” 太刀洗陸軍飛行学校令制定 (勅 578) } 若少年飛行兵及生徒
- ” 陸軍武官官等表 改正 (勅 580) } 之教育する所とす
- 改正 (勅 587) } 陸軍兵等級表

将官		佐官	尉官	准士官	下士官	兵
兵科	陸軍大、中、少将	陸軍大、中、少佐	陸軍大、中、少尉	陸軍准尉	陸軍曹、軍、伍長	陸軍兵長、上、1、2等兵
		憲兵 ”	→ 憲兵少尉		→ 憲兵伍長	憲兵兵長
技術部	兵技中、少将		→ 兵技少尉		→ 兵技伍長	→ 兵技2等兵
	航空中、少将		→ 航空少尉		→ 航空伍長	→ 航空2等兵
経理部	主計中、少将		→ 主計少尉	主計准尉	主計伍長	
				縫工准尉	縫工伍長	
				装工准尉	装工伍長	
衛生部	軍医中、少将		→ 軍医少尉			
	薬剤中、少将		→ 薬剤少尉			
	齒科医少将		→ 齒科医少尉			
			衛生大、中、少尉	衛生准尉	衛生伍長	衛生兵長上、1、2等兵
			療工准尉	療工伍長		
獣医部	獣医中、少将		→ 獣医少尉			
			獣医大、中、少尉		獣医伍長	
軍楽部			軍楽大、中、少尉		軍楽伍長	軍楽兵長、上等兵

- ① 兵科区分を撤廃し ② 技術部を設く ③ 兵長制度を新設す 兵科区分の撤廃の理由左の如し
- (1) 適材適所主義を十分に活用す 一疊的飛躍は形式的区分を許さず
  - (2) 新兵器、新装備部隊の出現は将来更に多くの分科(兵科)を必要とす 即兵科分立を無意味ならしむるに至る。

HP『海軍砲術学校』公開史料

昭15

- 9. 19 陸軍補充令中改正 } 武官官等表改正に伴ひ所要の
- 陸軍服制中改正 } 改正をなす。
- 9. 14 兵役法施行令中改正 (勅 593)
- 陸軍志願兵令中改正 (勅 594) } 同 前
- 陸軍武官服役令中改正 (勅 595)
- 9. 25 陸軍征戍令中改正 (勅 624) 30 征戍勤務
- 令中改正 (軍 29)
- 9. 29 日独伊3国条約成立
- 10. 14 砲臺兵操典 改定 (軍 30)
- 9. 30 総力戦研究所官制 制定 (勅 648)
- 10. 22 陸軍士官学校令中改正 (勅 689) } 少尉候補者た
- 陸軍予科士官学校令中改正 } る学生を士官
- (勅 690) } 学校に移す
- 11. 2 陸軍技術将校令 廃止 (勅 728)
- 11. 19 憲兵令中改正 (勅 776) 憲兵司令部の総務部、
- 警務部を廃止し 本部長及所要の課を置くこととす
- 11. 27 陸軍砲臺兵学校令 制定 (軍 32)
- 千葉戦車学校令 (陸軍戦車学校令 改定)
- 12. 3 陸軍法務部令 改正 (勅 831)
- 12. 17 工兵操典 改定 (軍 36)

昭和16年(2601)(1941)

- 7. 8 戦陣訓を不変せらる
- 7. 24 陸軍砲臺廠令 制定 (勅 82)
- 陸軍砲臺(陣中用品、洒保品、建築材料其の他の砲
- 品)の購買、製造、修理、貯蔵及補給を率り且陸軍
- 砲臺に因る調査研究及試験を行う 本廠を東京に
- 支廠を所要の地(大阪)に置く
- 陸軍東京經理部令(臨時陸軍東京經理部令 改正)
- (勅 84)

HP 『海軍砲術学校』公開史料

聟島関係を独立せる為 東京経理部は臨時陸軍經費に係る収入、支出、出納及此等に関する計單報告を掌らしむることとす 依然臨時特設機関なる性質に變化なし

2、14 兵役法中改正 (法 2)

(1) 後備兵役の名称を削除し 凡て常備兵役中の予備役として取扱ふこととす 即従来し予備役 5年 4ヵ月、後備兵役 10年<sup>1</sup>を予備役 15年 4ヵ月<sup>1</sup>とす

(2) 在留地徴集主義の採用

2、21 (企画審議会官制 廃止)

朝鮮補充馬掌令 制定 (勅 137)

軍馬の調教及補充を行う 廠長は軍馬補充部本部長に裁す

3、1- 国家総動員法中改正 (法 19)

3、6 国防保安法 制定 (法 49)

3、7 陸軍武官進級令 改正 (勅 197)

陸軍將校分限令 改正 (勅 198)

}借行社記事参照

陸軍志願兵令中改正 (勅 195)

陸軍武官服役令中改正 (勅 200)

3、22 航空兵操典 改定 (軍 1)

4、4 陸軍技師又は陸軍技手よりする陸軍技術部現役將校の補充特例 (勅 398)

4、8 陸軍倉官制中改正 (勅 403)

1 整備局内資源課を廃し 燃料課を新設し 各課の業務を調整す (資源課の業務を戦備課に移し燃料業務を独立す)

2 兵器局に器械課を設け3課とす 器械課に於ては戦車、自動車関係のみを掌ることとなる

昭16

3. 建築課業務中「陸軍用品」に関する事項を取扱ふ  
ことを明確にす（従来は軍隊用品、方中用品、天  
幕 - - - と記載あり）

4. 9 陸軍棧甲本部令 制定（勅 405）

棧甲部隊及騎兵部隊の教育と当該隊種専門に関する  
事項、戦校、騎校及自校に関する事項並に戦車牽引  
車及自動車の整備の基本に関する事項を降り且棧甲  
部隊、騎兵部隊及戦車を主体とする諸兵連合の部隊  
に関する調査及研究に並に之等の燃料の調査、研究  
を行ひ其の進歩を図る。

庶務課 才1—3課より成り、才3課は兵器局棧  
械課とす

本部長は陸軍大臣に隸すると共に教育、学校の管轄  
に関しては教育総監に直隸す

4. 陸軍予科士官学校令中改正（勅 408）

福岡、札幌、羅南に陸軍拘禁所を新設す

4. 9 教育総監部令中改正（軍 2）

1. 総務部長は総監の命を受け部務を掌理す
2. 騎兵監を廃止し新に通信兵監及化兵監を設く

4. 要塞司令部令中改正（軍 4）

司令官は軍司令官に隸し別に定むる所に従ひ部下軍  
隊を統率す

4. 28 陸地測量部令（同条例 全文改正）（勅 505）

陸地測量官官制 廃止（勅 506） 同任用規則 廃  
止（勅 508）

陸地測量部に教育部を置き 技師又は技師たるべき  
者の教育を行う

陸地測量技師等の名称を廃し 陸地測量に従事する  
陸地技師等とす



## HP 『海軍砲術学校』公開史料

新に各兵監の其の専門事項に付当該隊種以外の各部隊を査閲し以て之が教育の向上を図る如く規定す  
 即 砲兵監— 火砲射撃、工兵監— 築城、交通、  
 渡河及上陸作業 化兵監— 瓦斯防護 通信兵監—  
 通信 輜重兵監— 行李の勤務

## 3. 9 陸軍千葉戦車学校令 改定 (軍 2)

軽装甲車隊に関する事項を削り、新に下士官候補者を教育する如く改正す

## 3. 14 陸軍装甲本部令中改正

教育總監部令の改正に伴ひ装甲本部長の専任中其の専門事項(工術及操縦)に付装甲及騎兵部隊以外の部隊を査閲するの権を付加す

## 3. 30 陸軍武官官等表中改正 (勅 297)

右に伴ひ陸軍補充令等の所要の改正を行う

- 1、経理部関係に於て建技将校(中将—少尉)同准士官、下士官を新設し従来の縫製工下士官を縫技下士官(縫技准—伍長)と改称す
- 2、法務官(文官)を法務部将校(中将—少尉)とす
- 3、衛生獣医務軍樂に各々少佐の階級を設く

## 陸軍省官制中改正 (勅 300)

獣医課を新設、建築課長を主計大 中佐又は建技大 中佐とす

## 陸軍経理学校令中改正 (勅 305)

学生を佐尉官、甲、乙、丙(選抜を加ふ)丁、己種とし、新に留学生教育に関する規定を加ふ、尚従来生徒隊(生徒及幹候)及下士官隊のみなりしを生徒隊、学生隊、幹候隊、下士官隊とす、馬術部を新設す

昭 17

3、30 陸軍経理部令中改正 (勅 307)

師団経理部長の教育管掌部隊の除外部隊中に陸軍兵器廠、陸軍醫務廠、陸軍東京経理部を加ふ

陸軍法務部令中改正 (勅 307)

新に法務部将校以下の専門事項の教育勤務を掌り  
而して其の教育に關しては法務局長の区処を承くる  
ことと規定す

陸軍法務訓練所令 制定 (勅 308)

陸軍補充令中改正 (勅 324)

建技及衣糧関係主計将校以下 並法務部将校の補充  
に關し新に規定す

4、14 飛行司令部令 制定 (軍 5)

4、16 陸軍技師又は陸軍技手よりする陸軍経理部現役武官の  
補充特例 (勅 436)

4、23 陸軍依託学生依託生徒規則中改正 (省 23)

経理部、法務部依託学生、生徒の項を追加す

5、16 航空軍司令部令 制定、航空兵団司令部令 廃止  
(軍 8)

飛行司令部令中改正 (軍 9)

5、20 軍隊保育要領 (陸産 29)

5、22 憲兵令中改正 (勅 524)

憲兵隊司令部を台湾(台北)に新設す 吳憲兵隊  
を増強す

5、25 陸軍順位令中改正 (軍 11)

6、9 陸軍諸学校等幹部候補生教育令中改正 (勅 570)

○印新に挿入す

陸軍兵器廠(兵器本部)に於ける幹部候補生教育に  
關し新に規定す

HP『海軍砲術学校』公開史料

昭 16

- 6. 2 陣中要務令 廃止 (軍 7)
- 6. 10 陸軍習志野学校令 改定 (全文) (軍 8)
- 6. 13 陸軍技術本部令 改正 (勅 696) } 技術本部に総務  
部 才1-才3  
部及所要の研究  
所を置く(才1-8)
- 4 陸軍科学研究所令 廃止
- 6. 27 金鶏勳章年金令 廃止 (勅 725)
- 7. 8 憲兵令中改正 (勅 743)  
東京、大阪、久留米、旭川憲兵隊長の権限を強化す  
即ち地方防衛に關し所在軍管内の他の憲兵隊長を区処  
することとす
- 7. 9 陸軍予備士官学校令中改正 (勅 746)  
[益岡、豊橋、久留米、奉天]と[前橋(歩、砲)  
豊橋(歩、砲)久留米才1(歩、砲)同才2(輜)]  
とす
- 7. 10 陸軍装甲整備学校令 制定 (軍 14)  
4 (陸軍自動車学校令 廃止 (勅 789))  
4 陸軍科学学校令 制定 (軍 15)  
4 陸軍砲工学校条例 廃止 (軍 16)
- 7. 28 陸軍兵務部令 制定 (勅 790)  
軍(砲団)司令部令中改正(軍 18、19)
- 7. 5 防衛總司令部令 制定 (軍 13)
- 8. 1 渡河作業教範 制定 (産 61)
- 8. 19 陸軍(海軍)技術有功章令 (勅 819、820)
- 8. 30 架橋教範 } 廃止 (軍 21、22)
- 9. 18 爆破教範 }
- 9. 22 航空兵操典 改定 (軍 26)
- 9. 9 兵器要務書 制定 (軍 68)
- 11. 28 陸軍少年戦車兵学校令 制定 (勅 1015)

HP『海軍砲術学校』公開史料

昭16

- 11、28 陸軍幼年通信兵学校令 制定 (勅 1016)
- 11 17 砲兵射撃教範 廃止 (軍 27)
- 12 16 防空監視隊令 制定 (勅 1136)
- 12 23 俘虜收容所令 (勅 1182)
- 12 27 俘虜情報局官制 制定 (勅 1246)

昭和17年 (2602) (1942)

- 1、9 憲兵補規定中改正 (省令 1)  
従来憲兵補は朝鮮人より採用しありしを台湾人より  
も採用し得る如く改正す
- 2、6 砲隊区司令部令中改正 (勅 69)  
砲隊区司令部の業務繁忙となりしに鑑み部内を大1  
課(庶務、徴兵及召募、在郷料校団等) 才2課(  
在郷軍人会、国防思想の普及、部外指導等)を分つ
- 2、13 兵器等製造事業特別助成法 (法 8)
- 2、18 兵器法及共通法中改正 (法 16)
- 2、20 陸軍刑法中改正 (法 35)
- 2 28 陸軍特別志願兵令中改正 (勅 107) 台湾総督府陸  
軍兵志願者訓練所官制(勅 108)  
前記台湾に特別志願兵令を施行す
- 3、3 陸軍兵器廠令中改正 (勅 120) 兵器本部内に新  
に医務部を設く
- 3、4 陸軍諸学校生徒教育令 制定 (勅 121)  
陸軍野戦砲兵学校、陸軍防空学校、陸軍重砲兵学校  
に於ける現任下士官と爲すべき生徒の教育に關し定  
む
- 3、7 陸軍特設部隊等臨時職員設置制 (勅 133)  
南方軍政処理の爲 司政長官、司政官等の定員に關  
し定む
- 教育総監部令中改正 (軍令 1)

(93)

昭 17

8、18 陸軍兵事部令中改正 (勅 626)

北京、南京及広東に陸軍兵事部を増設す(従来は各兵事区のみ)

8、27 (陸軍旅費規則 改正)

9、11 陸軍将校学生考科概要書規則 制定 (逓 60)

将校学生の教育指導の資に供するため6ヵ月以上の修業期間の学生派遣の際考科表調整官教育擔任部隊長に送付することとす

9、25 金鶏勲章紋賜祭例中改正 (勅 655)

9、26 陸軍召集規則中改正 (省 52)

〃 陸軍防征召集規則 制定 (省 53)

現下の長期に亘る総力戦の要求に即応し国家の総力を更に有効適切に発揚し国土防征の完璧を期する為防征召集規則を制定す(陸軍の召集は、充員、臨時防征、演習、教育及歸休の6種となる)防征召集は警集召集と防空召集とに別な其の主旨とする所左の如し

1. 従来召集は本籍地本位なりしを現住所本位とす
2. 常時配備の不経済を止め重層的に防征力を強化す

10、9 陸軍飛行実験部令 廃止 (軍 15)

〃 陸軍省官制中改正 (勅 673) 兵器局及工政課を削り整備局内各課の業務を調整す

〃 陸軍兵器行政本部令 制定 (勅 674)

〃 陸軍装甲本部令外 13 勅令中改正 (勅 675) 主なもの左の如し

- 陸軍航空廠令 — 購買を削り所要の地に之を置く
- 陸軍經理部令 — 師団經理部長の会計事務の監督除外部隊に「陸軍兵器行政本部長に隷属する部隊」を加へ「陸軍燃料廠」を除く

昭17

10. 9 陸軍造兵廠令 制定 (勅 676)

陸軍兵器補給廠令 制定 (勅 677)

陸軍技術研究所令 制定 (勅 678)

陸軍航空本部令中改正 (勅 679) — 従来の総務部  
を1— 3部を 総務、教育、 整備、技術、  
経理、医務の6部と改む

陸軍航空技術研究所令中改正 (勅 680)

陸軍航空審査部令 制定 (勅 681)

陸軍航空総監部医務部令 制定 (勅 682)

以上は月9日付の兵器航空所関係部隊の改編の要旨  
互に如し

1. 目的 イ陸軍軍政中央核種の簡素強力化 ロ業  
務処理の敏速 (中間機関の廃除)

2. 陸軍省兵器局、技術本部の総務部を1乃至3部  
位に兵器本部と統合し 陸軍省外局たる兵器行政  
本部とす

右に伴ひ旧陸軍兵器廠内に在りたる造兵廠、兵器  
補給廠及旧技術本部内に在りたる各研究所は各々  
独立して兵器行政本部長直隸となる

3. 航空本廠及航空技術研究所の総務部を航空本部に  
統合す (航空本廠→ 整備部)

右に伴ひ旧航空廠内の支廠は各々独立の航空廠に  
航空技術研究所の総務部以外の各部は各々独立の  
航空技術研究所となる

右の外陸軍飛行実験部を改編して陸軍航空審査部  
とす

4. 兵器行政本部及航空本部として強力なる活動を遂  
行せしむる爲 陸軍省戦備、工政両課の業務の一  
部を此等に移譲したる結果右兩課を統合して戦備

(25)

昭17

課とす

ら燃料の調達及燃料工業の指導監督は従来燃料の種類に従ひ夫々旧兵器局及航空本部に於て実施ありたるを陸軍省燃料課に一元化す

10、10 陸軍航空本部業務分掌規程 (達 63) 陸軍航空本部勤務班業務規定 (達 64)

カ 陸軍航空技術研究所所掌事項規定 (達 65)

10、12 陸軍兵器行政本部業務分掌規程 (達 66) (以下航空に準ず)

10、19 陸軍防空学校令中改正 (軍 16) — 今案陸軍防空学校令とす

学校の規模拡大に伴ひ所要の改正を爲す

10、21 俘虜派遣規則 制定 (省 58)

カ 派遣俘虜取扱 規則 制定 (達 74)

11、1 (大東亜省官制 制定 — 勅 707)

11、17 陸軍憲兵学校令中改正 (勅 799)

カ 憲兵令中改正 (勅 800)

カ 陸軍補充令中改正 (勅 801)

改正要旨下記  
の如し

① 憲兵下士官、兵の補充法を新に規定す 即 ① 憲兵下士官候補者 (2年在営) → 憲兵下士官

② 憲兵兵候補者 (1年在営) → 憲兵兵 (概1年) → 憲兵下士官の兩立とす

② 砲兵関係現役下士官の補充 方法に野砲校、重砲校、生徒を卒業し下士官候補者として概1年在営したる者よりする事を新に加入せらるべし

カ 陸軍志願兵令中改正 (勅 802)

志願兵令中憲兵に関する事項を削除す 即飛行兵及軍衆兵の并となる

昭17

11. 17 陸軍兵等級表中 改正 (勅 798) - 憲兵上等兵を  
新に設く

昭和18年(2603)(1943)

2. 2 陸軍船舶練習部令 制定 (軍 2)

陸軍船舶練習部は学生に船舶部隊に必要な教育を受けしむると共に船舶部隊に関する學術の調査及研究並に船舶部隊用兵器其の他の資材の運用に関する研究及試験を行う所とす 前項の外 船舶工兵関係部隊の用役幹部候補生及下士官候補者の教育を行う

部長は船舶司令官に裁す

- // 陸軍鉄道練習部令 制定 (軍 3)

学生に鉄道部隊に必要な教育を受けしむると共に軍用鉄道に関する學術の調査及研究並に鉄道部隊用兵器其の他の資材の運用に関する研究及試験を行う所とす 前項の外鉄道部隊の甲種幹部候補及下士官候補者の教育を行う

部長は東部軍司令官に裁す

2. 13 陸軍軍需輸送統制部令 制定 (勅 69)

陸軍大臣の定むる所に依り陸軍兵器補給廠、陸軍航空廠、被服廠、糧秣廠、帶品廠、衛生材料廠、獣医資材廠及燃料廠の行う輸送業務及之に關聯する陸軍部内の輸送業務の統制を行う

部長は陸軍大臣に裁す

釜山、大阪、福岡、広島、小樽の各統制部を置く

3. 1 兵役法中改正 (法 4)

(朝鮮に兵役法を適用す)

3. 17 戦時行政特例法 制定 (法 74)

- // 戦時政振権特例 (勅 133)

(92)



昭18

3、27 陸軍燃料廠令中改正 (勅 220)

新に技能看護隊を置く

陸軍部内に於ける教育整備の爲にすか 諸学校令中改正 (勅 221)

1. 航空士官学校 — 特別志願將校の教育を加小
2. 予備士官学校 — 仙台、前橋及熊本に各 1 豊橋、久留米に各 2 とす  
前橋、豊橋が 1 久留米が 1 に於ては歩砲兵 仙台、豊橋が 2 熊本に於ては歩兵とす
3. 宇都宮陸軍飛行学校 — 新に生徒隊を置く (教育隊、生徒隊とす)
4. 太刀洗陸軍飛行学校 — 新に学生 (現役下士官) を加小 尚少年兵たることを志願し合格したる者を直接入校教育することとす 又生徒隊を新設す (同前)
5. 熊谷陸軍飛行学校 — 新に生徒隊を置く
6. 陸軍航空通信学校 — 幹校、下士候の教育を廃止す (幹候は永戸飛行へ)
7. 岐阜陸軍飛行学校 廃止
8. 陸軍教導学校 廃止

永戸陸軍飛行学校令 改正 (勅 222)

航空関係の予備役將校と爲すべき生徒 (操縦候補生、甲種幹候) を教育す 前項の外学生に対空射撃及自動車に関する教育を行う

岐阜陸軍航空整備学校令 制定 (勅 224)

所沢 (勅 223)

航空兵器の整備に従事する少年飛行兵及少年飛行兵と爲すべき生徒を教育す

昭 18

生徒は少年飛行兵学校卒業者 前番にありては 其の外志願者中の合格者を直接之に充つ所次によりし甲種幹候は永戸に弱す

3、27 陸軍少年飛行兵学校令 制定 (勅 225)

東京及大津に置く

陸軍経理部及陸軍東京経理部の専事項の調整の爲にする陸軍経理部令及陸軍東京経理部令 改正 (勅 227) 一東京師管内にある官衛学校中航空関係のもの及軍司令官、師団長に隷属する部隊以外のもの(特殊のものを除く)に於ける会計事務の監督及教育を陸軍東京経理部に弱管す

3、24 軍教育隊令 制定 (軍 5)

歩、砲兵関係の現役下士官と爲すべき下士候を教育す 各軍管区に各1を置く

明野陸軍飛行学校令中改正 (軍 8)

意旨戦闘に任ずる戦闘飛行隊等に関する調査研究及試験を行う爲分枝(新設)に研究部を置く

陸軍航空技術学校令中改正 (軍 9)

学生に航空技術に関する須要なる學術を修得せしむる所とす(才1系)

立川陸軍整備学校令 制定 (軍 10)

学生(將校及下士官)に航空兵器の整備(兵器の装備を含む)補給に必要な教育を受けしむると共に之を各隊に普及し併せて此等に関する學術の調査及研究を行ひ以て航空部隊に於ける兵器勤務の進歩を図り且整備用の兵器及資材の研究又は試験を行う

陸軍管区表 改正 (軍 11)

朝鮮を 羅南及京城兩管に 台湾を 3兵事区 関東を 9兵事区とす

(199)

昭18

- 5、31 (東京部制 制定 法 89)
- 6、7 陸軍礼式令 改定 (軍令陸 13) — 各部将校に付きても命課布達式を行う
- 6、15 参摩陸軍技術研究所令 制定 (勅 496) — 陸軍に於ける電波関係の兵器、兵器材料の調査、研究、考案、設計及試験を行う
- 6、26 陸軍管区表 改正 (軍令陸 15) — 朝鮮に於ける師團を廃す
- 6、30 (地方行政協議会令 制定 勅 548)
- 7、3 陸軍航空関係予備役兵科将校補充及服役臨時特例 制定 (勅 566) — 特別操縦見習士官制度
- 7、6 大東亜戦争陸軍給与令 制定 (勅 625)
- 8、1 軍隊内務令 制定 (軍令陸 16)
- 9、29 兵役法施行令 改正 (勅 748) — 一般船兵なる兵種を設く
- 10、1 陸軍武官服役令 改正 (勅 756) — 下士官の服役期間を延長し其の兵役に才 2 国民兵役を設く
- 10、8 水戸陸軍飛行学校令 改正 (勅 770) — 水戸陸軍飛行学校令を仙台陸軍飛行学校令に改む
- 10、31 防空法改正 (法 104)
- 〃 (軍需会社法 制定 法 108)
- 10、30 兵役法 改正 (法 110) — 服役年限を 40 年より 45 年に延長、台湾同胞にも兵役義務を課す 入營延期制度を設く
- 11、1 (農商省、軍需省、運輸通信省官制 制定 勅 821、824、829)
- 11、9 防犯自動車徵発事務細則 制定 (省令 52)
- 11、19 憲兵令 改正 (勅 875) 北都憲兵司令部を設く
- 12、14 陸軍現役下士官補充及服役臨時特例 制定 (勅 922)

一 特別幹部候補生 制度

12. 27 陸軍特別志願兵令 改正 (勅 937) - 女役を免除せられたる者も志願しうることに改む
12. 23 徴兵適令臨時特例 (勅 939) - 適令を19年に切下げ
12. 28 陸軍部内における各部將校以下の教育関係事務簡率化の爲にする陸軍兵器部令等 改正 (勅 957) - 陸軍省経理局長の師団経理部長に対する直接の区処権を廃止し軍経理部長を経由することに改む (陸軍経理部令 改正)
- // 陸軍経理部及法務部將校補充臨時特例 (勅 960) - 経理部見習士官は大学学部にて一年以上在学したる者、経理部幹部候補生は専門学校にて一年以上在学したる者、法務部見習士官は司法官試補たる者の資格を有する者を以て補充することを得